

愛労連第72回定期大会

議案書

2026 年度

■第 1 号議案

- ・ 2025 年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴と 2026 年度運動方針（案）

・ 付属議案①別冊②

2025 年度たたかいの経過と課題

・ 付属文書①別冊③

- ・ 愛労連 2025 年度活動日誌（2024 年 7 月 2 日～ 2025 年 7 月 14 日）
- ・ 写真で見る 1 年のとりくみ
- ・ おもな新聞報道記事

・ 付属文書②別冊④

- ・ 愛労連 2025 年度おもな活動報告（2024 年 7 月 2 日～ 2025 年 7 月 14 日）

※印刷物の配布はありません。下記より必要に応じて参照・ダウンロードして下さい。

ダウンロード先 <https://x.gd/McF7s>



ダウンロードには少し時間がかかります

みんなの
労働組合

Ai 愛労連

と き 2025 年 7 月 21 日（月祝）
ところ フジコミュニティセンター
大会議室

「対話と学びあい」で仲間を増やし
暮らしを改善する大幅賃上げ、労働時間短縮、
戦争する国づくりを許さず、
憲法いかして公共の再生・社会保障を拡充しよう

目 次

【愛労連第72回定期大会 第1号議案】

2025年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴と2026年度運動方針（案）

はじめに	1
第一章 1年のたたかいを成果を中心に振り返る	2
1. 大幅賃上げめざし労働組合のバージョンアップと社会的な賃金闘争を両輪で	
（1）「対話と学びあい」で要求への確信と団結強め、延べ1569人がストライキで抗議	
（2）社会的な賃金闘争での成果	3
2. 公共の再生をめざすととりくみで成果	4
3. 日本被団協のノーベル平和賞受賞	
第二章 労働者をめぐる情勢の特徴	5
1. 昨年を上回る賃上げの一方で下がり続ける実質賃金、混迷を深める世界経済	
（1）物価高に追いつかず実質賃金は大幅マイナス、職場のたたかい強化がカギ	
（2）厳しさを増す労働者の暮らしとたたかいで切り拓いた情勢	6
（3）世界に混乱をもたらす一方的な「トランプ関税」と労働者への影響	7
2. 石破政権の「労働市場改革」「働き方改革」は労働者保護法制の破壊	
（1）労働者に自己責任を押しつける「働き方改革」	
（2）労働者のいのちと健康が脅かされている	8
（3）同一労働同一賃金の実現は急務	
（4）改正給特法では定額働かせ放題は解消しない	9
（5）トラックでの運行形態の変化	
3. ジェンダー平等後進国日本の実態	
（1）改善されないジェンダー不平等	
（2）選択的夫婦別姓制度の実現は待ったなし	10
（3）ジェンダー平等めざすととりくみの可視化	11
（4）わたしたちの運動が政府を動かしてはじめています	
4. 公共の再生と社会保障の拡充で人権保障を	
（1）生活保護裁判で画期的判決、政府がねらう社会保障改悪	
（2）膨れあがる軍事費の一方で削減される医療・社会保障・年金	12
（3）参議院選挙の争点となった消費税減税と大企業・富裕層優遇税制の是正	13
5. アメリカと一体化する戦争国家づくりと改憲策動	
（1）イラン攻撃をダブルスタンダードで支持、常軌逸した米国言いなり	
（2）日米軍事同盟と一体の戦争国家づくり	
（3）首都におかれる米軍司令部と自衛隊の一体化	14
（4）日本全土で進む「米軍基地化」	15
6. 気候危機打開、再生可能エネルギーへの転換図らず原発回帰する石破政権	
（1）深刻化する気候危機と自然災害の多発	
（2）原発推進に回帰した「第7次エネルギー基本計画」	16
（3）世界の気候危機対策に逆行する日本	
第三章 2026年度運動方針	18
Ⅰ たたかいの基調	
1. 「4つの要求」と「4つの基本」	
2. 「社会的な賃金闘争」と「たたかう労働組合のバージョンアップ」は車の両輪、その両輪を回すエンジンが「対話と学びあい」	
（1）「社会的な賃金闘争」とは	
（2）「たたかう労働組合のバージョンアップ」とは	19
（3）「対話と学びあい」	
Ⅱ 4つの要求を実現する運動の具体化	22
1. すべての労働者の大幅賃上げ・底上げ、非正規労働者の要求実現	
（1）すべての労働者の大幅賃上げ・底上げを図る	
（2）「秋の地域総行動」から「春の地域総行動」へ連動するとりくみ	23
（3）「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーン	
（4）公契約条例を県内の全自治体に	24
（5）公務員の労働基本権回復をめざす	

(6) 奨学金返済苦解消キャンペーン	
(7) 社会的な賃金闘争の推進に「春の自治体キャラバン」を位置づける	
2. 労働時間短縮の実現、労基法解体を許さず改善	25
3. 公務・公共体制、社会保障の充実、生活圏での公共の再生	
(1) 公共の職場で働く労働者の労働条件の抜本的な改善を求める	
(2) 地域の「公共」を住民・利用者などとの共同で再生する	26
(3) 社会保障の充実でいのちと暮らしを守る体制を強化する	
(4) 政府の「全世代型社会保障」政策と対決し、社会保障の充実をもとめる	27
(5) 税の民主化をめざす	
(6) 食と農業をまもる	
(7) 気候危機の打開、世界と未来をまもる	
(8) 能登半島地震、被災地の復旧・復興	
4. 政府の改憲策動を止め、憲法がいかされる社会の実現	29
(1) 「戦争国家」づくりと改憲を阻止するたたかい	
(2) なくそう日米軍事同盟・米軍基地 2025 年日本平和大会in愛知の成功	
(3) 核兵器のない世界をめざすととりくみ	
(4) 要求実現が可能な政治への転換で要求実現を図る	30
Ⅲ 組織を強く大きくし、盛りだくさんの要求を実現できる愛労連に	31
1. 5 万人愛労連をめざし、1 割の組合員が仲間増やしに参加する運動をめざす	
(1) 組織強化・拡大運動の構え	
(2) 年間 5 万人との対話を繰り広げ、5000 人拡大を目標に掲げて	
2. 日常活動を重視し、組織の強化を	34
(1) 職場活動を基礎にした要求実現のとりくみを強化する	
(2) 職場でも地域でも労働組合の見える化	
(3) 学習教育活動の強化	
(4) 読まれる待たれる愛労連新聞と愛労連NEWSをめざして	35
(5) SNSを重視した情報発信の強化	36
Ⅳ 地域運動強化、争議解決、労働委員会再生、補助組織のとりくみ	
1. 地域運動と地域組織の活性化めざして	
2. 争議支援と愛労委の再生・民主化	
(1) すべての争議解決をめざして	
(2) 愛労委の再生・民主化をめざすととりくみ	37
(3) 労働審判員の推薦に向けて	
3. 補助組織・部会などの活動	38
(1) 青年協議会	
(2) 女性協議会	
(3) パート・臨時労組連絡会	40
(4) 民間部会	
(5) 交通運輸部会	
4. 文化・スポーツ活動のとりくみ	41
(1) 補助金の活用で他の組織と交流	
(2) 福利厚生事業	
Ⅴ 当面のおもなとりくみ	
1. すべての労働者の大幅賃上げと労働条件・働く権利をまもるたたかい	
2. 公務公共サービスの拡充で公共をまもるたたかい	42
3. 大軍拡・大増税反対、憲法と平和、民主主義をまもるたたかい	43
4. 核戦争阻止・核兵器のない世界、脱原発、気候危機から地球をまもるたたかい	44
5. 国民的要求の実現に向けた共同のたたかい	45
(1) 愛知県消費者大会講座	
(2) 若者気候訴訟	
6. すべての争議の早期解決と労働委員会の再生めざすととりくみ	46
7. 組織強化・拡大で要求を実現できる労働組合をめざすととりくみ	
8. 地域運動と地域組織の活性化めざすととりくみ	
9. 補助組織・部会などのとりくみ	47
(1) 青年協議会のとりくみ	
(2) 女性協議会のとりくみ	
(3) 交運部会のとりくみ	48
10. 機関会議など	

2025年度たたかいの成果と教訓、情勢の特徴と 2026年度運動方針（案）

はじめに

私たちは、昨年の愛労連第70回定期大会で「対話と学びあい」を愛労連運動の文化にすることを方針化し、四半世紀以上に及ぶ実質賃金低下と歴史的な物価高騰から生活を改善する大幅賃上げとともに、盛りだくさんの要求実現をめざして1年間運動してきました。

「対話と学びあい」は、私たちがたたかいの中で編み出してきた「社会的な賃金闘争」と「たたかう労働組合のバージョンアップ」方針を職場と地域で推進していく原動力を生み出す活動です。それは、①組合加入者・未加入者との対話で、生活や職場の困りごと、改善したいことを共通の認識にし、②苦しい原因は何なのかをともに学び考え合い、③解決の方向や手段を明確にすることです。これは、個人の困りごとを労働組合が掲げる要求へと練りあげる作業そのものであり、要求を実現するために労働組合で一緒に声を上げようとよびかけ組合を強くし、組合の仲間に加わってもらう活動です。

私たち、労働組合が使用者（資本家）に対して持つ最大の力は数の力です。私たちの先輩たちは128年前（1897年）、日本に最初の労働組合を誕生させました。しかし、1900年（明治33年）に治安警察法が制定され、労働者が団結（団結権）して雇用条件改善を要求すること（団体交渉権）が禁止され、団結して雇い主に対して圧力をかけること（団体行動権・争議権）は刑罰の対象にされました。しかし、先輩たちはそれに負けることなく粘り強いたたかいで、敗戦後に憲法で労働三権を保障させました。仲間を増やし多くの職場と地域に労働組合をつくり、交渉とともに労働者の権利をまもる法律や制度を実現させ・改善させることを通して現在の労働条件を勝ちとってきました。その土台にあったのが「対話と学びあい」です。

いま、非正規労働者が増大し、食べるものにも苦勞し、子どもが高校や大学で学ぶことさえあきらめさせなければならない労働者が増えています。正規労働者は、賃金が上がらないだけでなく、長時間労働は是正されつつあっても責任と業務量が増え過密な労働にさらされています。こうしたもとで、働く者どうしの「対話」が奪われています。ここに職場活動が抱える困難の原因がありますし、誰もが賃金低下に苦しんでいるのに、日本を賃金の上がる国に転換できない原因があります。

私たちが掲げた「対話と学びあい」をひろげていく方針に賛成はできても、具体的にどうしたらいいのか、どのように一步を踏み出せばいいのか悩みを抱えている役員や仲間は少なくありません。しかし、このハードルを乗り越えられれば仲間を増やし要求を実現できる大きな力を生みだせます。仲間を増やすことで要求を実現した名古屋市職労保育園部会、職場での対話を重視して2025春闘にとりくみ、要求討議から要求提出、団交へとひとつひとつの意味と大切さを共有してたたかった福保労、会議の進め方から改善してこうと学習や討議をはじめた医労連など、新たな一步を踏み出しはじめています。

2026年度運動方針の屋台骨は、「組合員の自覚的・主体的な参加による強い組織の構築」を具体化することと組織拡大に全力をあげることです。労働者の大幅賃上げで経済を回復させ、戦後の労働組合が戦争の反省に立って打ち立てた非戦の誓いを継承し、戦後・被爆80年の節目に、日本と世界の人々が戦争によっていのちや暮らしが奪われることのないよう全力をあげることです。

おかしいと思うこと、苦しいと感じていることに声を上げられるのが労働組合です。このことを職場・地域の仲間と共有したたかいをすすめましょう。

第一章 1年のたたかいを成果を中心に振り返る

1. 大幅賃上げめざし労働組合のバージョンアップと社会的な賃金闘争を両輪で

(1)「対話と学びあい」で要求への確信と団結強め、延べ1569人がストライキで抗議

- ①. 2025国民春闘では、組合員や未加入者との「対話と学びあい」を職場・地域でひろげ、要求とたたかいへの団結を強めてきました。歴史的な物価高騰のもとで、厳しさを増す生活実態を共有し、わたしたちの運動で巻き起こした政府・財界・マスコミがこぞって大幅賃上げを強調する賃上げの追い風を背景にたたかいをすすめてきました。
- ②. 福祉保育労では、職場での本音の話し合いをよびかけて要求討議をすすめ、すべての分会の要求書提出とともに、これまで要求書提出までで終わっていた職場で団交に踏み出すようよびかけてきました。
- ③. 2025春闘は、たたかう労働組合のバージョンアップ方針を掲げて3年目となるたたかいでした。大幅賃上げ要求への確信を高めつつ、近年にない規模でストライキを配置し、納得いかない回答にはストライキを決行して抗議し、回答引き出しに全力をあげました。愛労連・愛知春闘共闘加入組合のストライキは、16組合が延べ25回決行し、1569人が参加しました。
- ④. 医労連では、ストライキ配置を重視して回答引き出しをめざしてきました。3月13日の全国統一行動では、7組合75人がストライキに立ちあがりました。しかし、昨年度の診療報酬引き下げが経営を圧迫しベースアップゼロが相次ぐ事態となっています。
- ⑤. 検数労連や全港湾などが加盟する全国港湾（全国港湾労働組合連合会）と港運同盟（日本港湾運輸労働組合同盟）は、3月25日に港湾運送事業者団体である日本港運協会（日港協）との中央団交を持ちましたが決裂し、3月30日始業時から全国の港湾で一斉に24時間ストに突入。その後も繰り返しストライキでたたかい、6回目となる5月18日のストを前に、日港協が価格転嫁と賃上げに資する適正料金収受に向けたとりくみを継続するとともに労使で行政に強く働き掛けていくことなどの回答を引き出し妥結となりました。
- ⑥. こうしたたたかいを背景に、国民春闘共闘委員会及び全労連の全国集計では、27

年ぶりの賃上げとなった2024春闘を421円上回る8739円（単純平均・第7回集計）を引き出しています。しかし、ケア労働者の賃上げは苦戦し、とりわけ医療のベアゼロが相次ぐ中で、加重平均が押し下げられ昨年比544円マイナスの8881円となっています。

（２）社会的な賃金闘争での成果

- ①. 2024春闘の結果を受け、2024人事院勧告では高卒初任給を2万1400円引き上げるとともに全体の俸給表の改定を実施させました。そして、公務員賃金の引き上げが公的価格を引き上げさせ、2025春闘における民間の保育や障害者福祉分野の賃上げ財源となり、福保労では20代前半で5万円前後の賃上げを勝ちとる職場もありました。民間の賃上げが公務員賃金の引き上げをけん引し、さらにそれが民間の賃上げに波及するという好循環が生まれています。
- ②. 愛労連は2015年秋に最低生計費試算調査を実施し、2016年2月に20代単身者が名古屋市で自立して生活をするには1500円（月150時間労働）が必要であることを明らかにしました。2017年9月には、30代、40代、50代の世帯類型3パターンの結果を公表し、2020国民春闘から全国一律最低賃金要求1500円として実現を求めてきました。この間の運動を通して、最低賃金1500円は、野党だけでなく政府も掲げる目標となるなど前進をつくり出してきました。2024年の改定では過去最高の愛知で50円、全国加重平均で51円の引き上げを実現しています。
- ③. 愛労連は2015年の最低生計費試算調査結果について、消費税の増税・物価の変動・消費生活の変化等を踏まえて再計算を行い、「愛知県最低生計費試算調査結果－2024年改定版」を2025年1月に公表しました。その結果は、名古屋で20代単身者が名古屋市で自立して生活をするには1800円（月150時間）必要というものであり、2025春闘から最低賃金要求を「いますぐ全国一律1500円、めざせ2000円」に引き上げました。
- ④. 2025年の愛知地方最低賃金の改定審議にあたり、生計費にかかわる資料として愛労連の「愛知県最低生計費試算調査結果－2024年改定版」を労働局が審議会に提供する資料として採用するよう求め、実現の見通しとなりました。審議会に提出される資料は、最低賃金法の定めに従って、労働者の生計費・賃金・事業の支払い能力を考慮して審議できるように提出されていますが、生計費2点、賃金4点、支払い能力12点で事業の支払い能力に関わる資料に偏りがあり、最も重視されなければならない生計費に関わる資料が極めて少ないこと、生計費に関わる資料として提出されてきた家計調査（総務省）は、「二人以上の世帯」を対象にした結果であり、最低賃金を審議する際の資料としては適切ではないことを指摘してきた結果であり、大きな成果です。
- ⑤. 公契約条例制定は、県内21自治体（全国90自治体）となり全国一の到達となっています。県内で3番目となる賃金条項を持つ条例がみよし市で新たに制定・施行されました。

2. 公共の再生をめざすとりくみで成果

- ①. 能登半島地震の被災地の復旧・復興の遅れが指摘されるもと、人権と憲法の尊重、地方自治をいかし公共を取りもどそうをテーマとする「地方自治研究交流集会in愛知」と「第37回日本高齢者大会inあいち」の2つの全国集会が愛知で開催されました。高齢者大会の分科会では、名古屋市職労と名水労が被災地での行政支援活動や、組合員によるボランティア活動の報告を行い、限られた人員の中で奮闘する自治体労働者としての役割の発揮について参加者に伝えました。
- ②. 雇用の安定と処遇の改善を掲げ展開する「あいち非正規公務員1万人プロジェクト」のとりくみは、会計年度任用職員制度が「ジェンダー不平等」な制度であることを国会審議やマスメディアの報道等を通して明らかにしました。2025年6月25日には「総務省『事務処理マニュアル』」が改定され、FAQで「会計年度任用職員の給料又は報酬の水準に、一定の上限を設ける必要はない」という項目が追加され、プロジェクトのとりくみが成果として表れました。今後の更なる処遇改善の実現に道筋をひきました。

3. 日本被団協のノーベル平和賞受賞

2024年のノーベル平和賞に、被爆者の立場から核兵器廃絶を訴えてきた日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が選ばれました。核兵器のない世界を実現するための努力と核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが受賞理由でした。愛労連は、結成以来「核戦争阻止、核兵器廃絶、被爆者援護・連帯」を掲げ、愛知の被爆者組織である愛友会（愛知県原水爆被災者の会）とともに核兵器のない世界を実現するために、平和行進や原水爆禁止世界大会の成功をめざしてともに運動をすすめてきました。

受賞について選考委員会は「1945年8月に原爆の攻撃を受けて、核兵器を使うと壊滅的な結果になるという認識を広げるため、精力的に活動する世界的な運動が生まれました。核兵器の使用は道徳的に受け入れられるものではないとする強力な国際的な規範が形づくられ、『核のタブー』として知られるようになりました。この中で広島と長崎の被爆者の証言は、唯一無二のものだ」としました。被爆者とともに世界でひろがった草の根の核兵器廃絶運動が評価されてのものです。

第二章 労働者をめぐる情勢の特徴

1. 昨年を上回る賃上げの一方で下がり続ける実質賃金、混迷を深める世界経済

(1) 物価高に追いつかず実質賃金は大幅マイナス、職場のたたかい強化がカギ

2025国民春闘は、27年ぶりの高い賃上げを勝ちとった2024春闘につづき、大企業を中心に5%を超える水準となり、マスコミでも「満額回答続出」「初任給大幅引き上げ」と報道されました。しかし、5月の消費者物価指数は4.0%の上昇で引き続き賃上げを上回る高い水準となっており、5月の実質賃金は前年比2.9%減で5カ月連続マイナス、20カ月ぶりの大幅減少となりました。2024年度の年間集計も前年比0.5%減で3年連続マイナスで、「高水準の賃上げ」とはいいながらも生活改善につなげる賃上げになっていません。

愛労連・愛知国民春闘共闘

は、2025春闘で「月額3万2000円（10%以上）・時給200円以上」の賃上げを掲げてたたかってきました。全労連・国民春闘共闘の、第8回賃上げ集計（7月3日）では、単純平均で9280円（3.31%）で前年同期比を777円上回っているものの、要求額に照らせば極めて不十分な水準にとどまっています。

また、非正規雇用で働く仲間の賃上げは単純平均で46.1円（4.63%）と、昨年同期の46.0円（5.70%）に比べ0.1円（-1.07ポイント）という水準となっています。

しかしその一方で、2万円以上の回答引き出しは52組合（愛知22組合）、1万円以上の回答引き出しは324組合（愛知30組合）となっています。このことは、物価高騰の下で生活がますます苦しくなっていることなど、自分たちの置かれている状況やその原因となっている社会の仕組みなどを可視化するとともに、要求アンケートのとりくみや職場集会などを通じて一人ひとりの組合員との対話をすすめながら確信の持てる要求を組織・確立し、職場を基礎にしたとりくみによって培われた団結、そしてそれを基礎にしたストライキで果敢にたたかった成果です。

大企業の社会的責任を問うたたかいでは、トヨタ本社やグループ企業への要請、三河



豊田駅や刈谷駅、東三河での宣伝、名古屋での宣伝・集会にとりくんだトヨタ総行動を通じ、トヨタをはじめ大企業が下請けでの価格転嫁・適正取り引きにとりくむのは当たり前という状況をつくりだしてきました。2月にトヨタが東京で取引先（国内企業400社・海外企業120社）を集めた会議で、佐藤恒治社長は「トヨタの足下が揺らいでいる」として、価格転嫁を下請けにまで行き渡らせるよう訴えました。背景には、深刻な人手不足の下で、トヨタの自動車生産を継続していくための危機感がありますが、センサーや東海理化と取り引きする二次下請けでさえ、経営側は労務費分の価格転嫁を求めることは困難だと表明するありさまでした。社会的な運動で賃上げの条件を切り拓いても、自動的に賃金が上がらないことを裏付けているとともに、職場でストライキを背景に力強い交渉をしなければ賃上げは勝ち取れないことを明らかにしています。

大軍拡の財源づくりとして医療・社会保障費の削減がすすめられるも、診療報酬や介護報酬が低く抑えられ、価格転嫁できないことを理由に、医療・介護をはじめとしたケア労働者に対する賃上げが押さえ込まれ、「完全に取り残された医療、介護福祉業界」（東洋経済25年3月25日）と報じられるに至っています。医療・介護分野にとどまらず、価格転嫁や公正取り引きのあり方はすべての労働者の賃上げを実現するうえでも重要な課題となっており、公定価格の引き上げや中小企業支援など、政府が責任を果たすよう求めていくことが必要です。

（2）厳しさを増す労働者の暮らしとたたかいで切り拓いた情勢

2025年5月の名古屋の消費者物価指数（生鮮食品を除く）は前年同月比で3.9%上昇しました。このうち高値が続く「米類」は110.0%もの上昇で、前月よりもさらに7.4ポイント上昇、上昇率は過去最高となっています。日銀が2月から3月に実施した「生活意識に関するアンケート調査」では、一年前に比べて暮らし向きに「ゆとりがなくなってきた」との回答が55.9%、支出が「増えた」が61.0%となるとともに、1年後の物価について「かなり上がる」「少し上がる」の合計が86.7%となっています。総務省の家計調査（全国・2人以上の世帯）でも、3月の1世帯当たりの食料消費支出は、物価変動の影響を除いた実質ベースで前年同月比0.7%減となり、6ヵ月連続で減少しました。このままの状況で推移すれば労働者・国民の生活は今後いっそう厳しくなることが想定されます。

一方で、大企業の内部留保は539兆円を超えるとともに、個人金融資産は2024年12月現在で2230兆円になっており、野村総合研究所の調査によれば、純金融資産保有額が1億円以上の「富裕層」と5億円以上の「超富裕層」の合計は2005年以降増加し続けており、2021年と比べて11.3%も増加しています。他方で2023年分の民間給与実態調査（国税庁）によれば、ワーキングプアとされる年収200万円以下の労働者は全体の20.4%にのぼるとともに、厚生労働省のまとめによると中高年の非正規雇用も増加を続けており、2024年時点で45歳以上の非正規労働者は全体の61.5%となっており、とりわけ55～65歳の層は452万人と年々増え続けています。

こうした深刻な状況のもと、「なんとかしてほしい」という世論の高まりと、私たちの運動によって、石破首相に「2020年代中に最賃1500円」と表明させるだけで

なく、6月13日に閣議決定した経済財政運営の指針「骨太方針」と成長戦略「新しい資本主義実行計画」では、物価変動を考慮した実質賃金を継続的に1%程度上昇させる目標を提示し、物価高に賃金の伸びが追いついていない現状を打破するために、「コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず成長型経済への移行を確実にする」と表明させています。また、こうした情勢を背景に、全国一律最低賃金制の実現を求める国会請願署名の紹介議員も138人にまでひろがっています。

(3) 世界に混乱をもたらす一方的な「トランプ関税」と労働者への影響

米・トランプ大統領は、4月2日に世界各国からの輸入品に「相互関税」かけるとし、日本には24%の関税をかけることを表明しました。その後、世界各国、国内からの非難が高まる中で、一部を90日間停止するとしましたが、7月9日に停止期限が迫るもと、30%や35%の関税率を課す可能性も示唆しています。関税措置は米国の一方的な貿易協定破棄によるものであり、毅然（きぜん）とした態度で全面撤回を求めるべきです。

日本政府は中小企業対策として資金繰りや雇用維持への支援などを盛り込んだ「緊急対応パッケージ」を決定しましたが、その内容は融資の返済猶予や雇用調整助成金の手続き迅速化、低所得者世帯への給付措置など一時的な対応であり、中小業者などの不安を払拭できるものではありません。

また、このタイミングで日産は世界全体で2万人のリストラを発表、マツダも500人、パナソニックは黒字経営であるにも関わらず、収益性の低い事業の見直しと組織のスリム化を目的として国内外で1万人（国内5000人）など、相次いで大企業がリストラを発表しています。トヨタは、米国へ輸出する際の関税分を販売価格に転嫁する“関税値上げ”に対し改めて否定的な方針を示していますが、コスト上昇分を“原価低減”などで吸収するとしており、下請け企業が集中する西三河をはじめ各地で不安が広がっています。輸出大企業は、コロナ禍でも空前の利益を上げ続け莫大な内部留保を貯め込んでおり、こうした労働者や下請けに犠牲を強いるやり方は許されません。賃金についても、年末一時金や来春闘での賃上げにブレーキがかかることも想定されることから、今後の影響を警戒する必要があります。

2. 石破政権の「労働市場改革」「働き方改革」は労働者保護法制の破壊

(1) 労働者に自己責任を押しつける「働き方改革」

岸田政権が打ち出した「三位一体の労働市場改革」の柱である、①リスクリングによる能力向上支援、②職務給（ジョブ型人事）の導入、③成長分野への労働移動の円滑化は、雇用維持や能力開発、人間らしく生活できる賃金の確保を労働者に「自己責任」として押しつけるものに他ならず、企業にとっては安くて能力の高い労働者を使い捨てにできるようにしようとするものであることは明らかです。また、労使合意にもとづくデロゲーションの仕組み作りや労働時間法制の緩和も「働きがい」や「働きやすさ」を口実に、企業が必要なときに企業が必要なだけ働かせることのできる労働者作りを狙ったものです。そのことは、2025年版経営労働政策委員会報告の「はじめに」で「社会変革に対応し、競争力を強化して事業を安定的・持続的に行っていくためには、＜中略

＞付加価値の増大・最大化と労働生産性の改善・向上を図ることが不可欠」としていることから明らかです。

「労働基準関係法制研究会」は、財界が狙う「労働者代表制」による「労使コミュニケーション」について、「過半数労働組合がない事業場が多い」ことを理由に「過半数代表者」による「労使コミュニケーション」を行うとしており、選出された「過半数代表者」がその役割を担って情報提供や便宜供与を行うこととしていますが、いち労働者が使用者から提案されている内容について問題点を検証することや、職場全体の意見を集約し、使用者と交渉・協議することは極めて困難であると言わざるを得ません。労働者全体の生活と権利を守り利益を追求する労働組合がその役割を果たす必要があることは言うまでもなく、そのための強く大きな組織を職場で確立していくことこそが必要です。

愛知県をはじめ公務職場では、「柔軟な働き方」を実現する方策として週休三日制の導入を進める自治体がありますが、基本的には一週間の労働時間を割り振るものであり労働時間短縮にはつながらないだけでなく、一日あたりの人員体制が縮小することから、行政サービスの低下も懸念されます。それにもかかわらず導入しようとする背景には、総人件費を増やさず一日あたりの労働時間を延ばして都合よく働かせるための仕組みづくりや、人員不足を理由にした行政のデジタル化促進を狙うものです。

（２）労働者のいのちと健康が脅かされている

財界にとって都合のよい労働者づくりがすすめられる一方で、労働者のいのちと健康をめぐる状況は深刻さを増しています。厚労省が発表した２０２３年度の過労死に関する労災補償請求件数は４５９８件となり前年度に比べて１１１２件増加しています。とりわけ精神障害に関する請求件数は３５７５件で前年度に比べ８９２件増加していると同時に、支給決定件数も８８３件と前年度比で１７３件の増加となっています。また、精神障害の請求件数を年齢別に見ると「４０～４９歳」が９５３件、「３０～３９歳」が８４７件、「５０～５９歳」が７９５件となっています。厚生労働省によれば一般労働者の年間総実労働時間は２０２０年に１９２５時間まで減ったものの、２０２４年には１９４６時間と下げ止まっています。また、週６０時間以上働いている労働者についても「低下傾向」とされているものの全体の６．９％あるなど少なくはなく、長時間労働の解消は急務です。

（３）同一労働同一賃金の実現は急務

２０２５年２月、郵政産業労働者ユニオンがたたかっている労契法２０条裁判で、札幌高裁は正社員に対して支給されている寒冷地手当が契約社員に支給されていないことに対し、契約社員に寒冷地手当を支給しなくても不合理ではないと判断しました。暖房用燃料をはじめとする費用は、正社員であろうと契約社員であろうと生じる負担であり、生計費原則に基づけば支給されて当然です。

２０２５年２月、厚生労働省は６年ぶりに労働政策審議会同一労働同一賃金部会を開催し、働き方改革関連法施行後５年をメドに検討するとされた同一労働同一賃金制度の見直しを開始しました。現在は労使関係団体等からのヒアリングが行われており、今後

同一労働同一賃金ガイドライン等について議論が開始されることが予定されており、その動向を注視しておく必要があります。

(4) 改正給特法では定額働かせ放題は解消しない

深刻な教員不足は解消されず、教員の過重労働だけでなく、子どもの成長を保障しきれないような実態がひろがっています。それにもかかわらず、長時間労働・定額働かせ放題となっている不備は解消されないまま、6月11日、給特法等改正案が参議院を通過しました。法案は2月に閣議決定され、早期成立が企てられていましたが、「せんせいふやそうアクション」や「定時アクション」、街頭宣伝、現場実態を可視化する記者会見などを旺盛にとりくみ、その問題点を広く社会にアピールしてきました。こうした世論を作る中、連合の支援をうける立憲、国民が一部修正に賛成し自民・公明・維新の5党の賛成で可決しました。法案を修正させたことは運動の大きな成果です。しかしこれは、「学校の働き方改革」をうたいながら、現行の「残業代不支給」の制度を温存し、むしろ“教員の働かせ放題”を制度的に固定化するものです。今後は地方での条例化が焦点となります。引き続き、慢性的な長時間労働解消、残業時間の上限規制と法律どおり残業代を支払わせること、抜本的な定員増を求めていくことが必要です。

(5)トラックでの運行形態の変化

トラック業界では、2024年4月から長時間労働規制が始まりました。この長時間労働規制により、運行形態に変化が現れてきています。例えば、1回の配送（運行）でこれまで6時間かかっていたところを2回行っていたとすれば、2回配送で12時間かかるので、それを短縮しなければなりません。自社で行えることは、6時間ルートを1回にする、ないしは6時間ルートと3時間（ないし4時間）ルートの組み合わせにして2回戦にする対応です。しかし、6時間ルートの2回戦の歩合給（運賃歩合や距離歩合など）と残業時間と改善対応とされた配送ルートを比べると、いずれも賃金がダウンすることになります。そのため、運転手は目減りする賃金を嫌い、退職という事態も起きています。

政府は、荷役分離策として運送業務と荷積み・荷卸し業務を切り分け、できるだけ荷積み・荷卸し業務は発着荷主の責任で行うこと、ないしは荷積み・荷卸し業務に対する特別料金を収受できるようにと、ガイドラインを打ち出しており、荷主に対する指導強化を行うことにしていますが、まだまだ現実に反映されるのは先になっています。

6時間ルートでの荷積み・荷卸し業務を一定程度、荷主側で行うことができれば6時間ルートは5時間ルートに短縮され、これまで通り2回戦運行が可能になるわけです。政府は、こうした物流の効率化をめざし、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」および「貨物自動車事業法」の一部改正を5月に行っています。

3. ジェンダー平等後進国日本の実態

(1) 改善されないジェンダー不平等

女性差別撤廃条約批准から40年、男女雇用機会均等法成立から40年、働く場面でのジェンダー平等がどこまで実現してきたかを検証し、私たちのとりくみでジェンダー

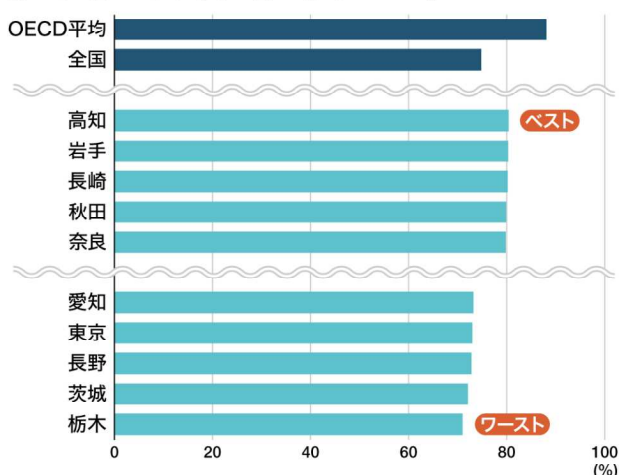
平等を大きく前進・実現させなければなりません。

しかし、愛知県の実態は都道府県男女賃金格差でワースト5位、管理職に占める女性の割合ではワースト1位と、ジェンダー不平等がいまも色濃く残る実態となっています。愛知は工業出荷額第1位ですが、産業構造が自動車をはじめとする製造業に偏りがあると同時に、これを背景に「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割意識が根強いことも指摘されています。

男女間賃金格差、間接差別、ケア労働者や非正規雇用労働者をめぐる低賃金や格差、職場でのハラスメント・差別・性暴力、女性の低年金問題、「年収の壁」問題、労働時間短縮の課題、選択的夫婦別姓制度創設を求める運動など、根底にあるジェンダー不平等を解消していくとりくみを大きな共同ですめることが必要です。

ジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム）は、146か国中118位（2024年）で、経済分野120位と政治分野113位で低迷が続いています。諸外国と比べて非常に低い女性役員割合15.5%や国会議員に占める女性割合10.3%を改善させていくことから始め、ギャップ解消・改善にとりくむことが急がれます。都道府県版ジェンダー・ギャップ指数（地域からジェンダー平等研究会、三浦まり上智大学教授ら）も、各地でのとりくみの参考になります。

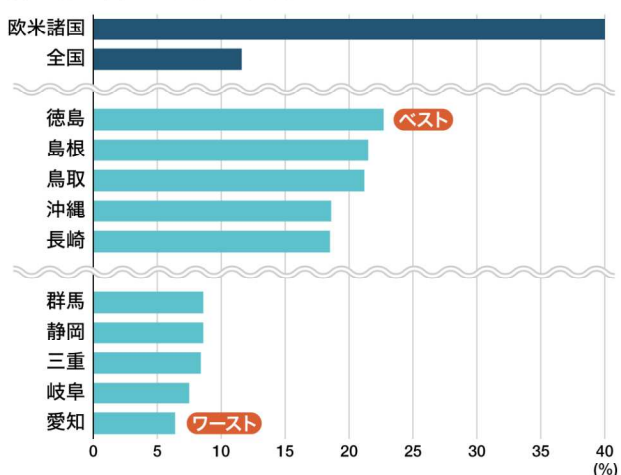
都道府県別の男女賃金格差(男性=100)



日本は2023年、OECDは21年
出所：厚生労働省

nippon.com

管理職に占める女性の割合



出所：厚生労働省(2021年～23年賃金構造基本調査より)

nippon.com

(2) 選択的夫婦別姓制度の実現は待ったなし

選択的夫婦別姓制度実現に向けては多くの市民が声をあげ続け、これまでにない運動の高まりもあり、通常国会では立憲民主、日本維新の会、国民民主の3党がそれぞれ提出した法案が衆院法務委員会で審議入りし、参考人聴取なども行われました。しかし、閉会までに採決には至らず、結論は見送られ、「継続審議」の扱いとなっています。

仕事をする上で、職場内外で苗字が変わったアナウンス、名刺、国家資格、進行中のプロジェクト、研究実績、論文、学会登録など、極めて煩わしく、一つひとつエネルギーのいる作業であり、働きやすい職場環境、キャリア維持のためにも、1日も早く導入されることが必要です。加えて、苗字は、個人のこれまで生きてきた証しであり、アイデンティティの一部です。法務省によると、別姓を選択できるという仕組みづくりができていないのは、日本だけです。憲法24条でも「夫婦が同等の権利を有することを基

本として」となっていますが、婚姻時に夫の氏を選択した夫婦は、94.5%（2023年厚労省人口動態統計）で、同等とは言えない状況です。法律婚で別姓を選択できないから事実婚を選んだり、海外で結婚せざるを得ないケースまであります。法務省の審議会が制度導入の答申を出して30年余り、衆院で法案を審議するのは1997年以来28年ぶり、選択的夫婦別姓制度の実現が急がれます。

（3）ジェンダー平等めざすとりくみの可視化

愛労連は2023年1月に採択した「愛労連ジェンダー平等宣言：Step1『希望の抱ける未来へ』～みんなの労働組合だから、みんなで実現していこう～」のとりくみを、概ね3年間の期間を定めすすめています。「あいち非正規公務員1万人プロジェクト」もその一つです。

このとりくみは、日本の「ジェンダー平等」の運動の一つとして、半年にわたる取材を経て「NHKスペシャル「未完のバトン 第3回『"均等法の母"に続く長い列』」で取り上げられるまでに発展させてきました。名古屋市との「春の自治体キャラバン」を終えた翌6月3日には、地元NHK名古屋放送局夕方ニュース「まるっと」でも「市立保育園で働く会計年度任用職員1200人雇い止め」問題が特集で紹介されました。運動の発展を組織化につなげ、労働組合のとりくみと社会的な運動の両輪で「5年目公募」を撤廃させるとりくみは、まさにこれからが本番です。



「NHKスペシャル「未完のバトン 第3回『"均等法の母"に続く長い列』」ダイジェスト版



NHKまるっと「非正規公務員の働き方、保育士の“雇い止め” 名古屋市では」

（4）わたしたちの運動が政府を動かしはじめている

愛労連がすすめる「ジェンダー平等」をめざす運動は、政府の方針にも影響を及ぼしています。6月中にも閣議決定される「骨太方針2025」、そして「女性版骨太方針2025」のなかでも、地方創生・女性活躍を推進するため、性別役割分担意識・アンコンシャスバイアスの払拭をすすめることを掲げさせました。とりわけ「会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善」は、石破首相が「若者や女性に選ばれる地域づくり」を掲げて、会計年度任用職員の常勤化の推進や、勤務経験に応じた給与水準にするといった対策を骨太方針に盛り込む事としています。そして、連合の芳野会長でさえ政府への意見書のなかで、一語一句違いぬ言及をする情勢を生みだしました。このことを追い風に、引き続き愛労連として「ジェンダー平等宣言」を確実に実行していくことが求められます。

4. 公共の再生と社会保障の拡充で人権保障を

（1）生活保護裁判で画期的判決、政府がねらう社会保障改悪

2013年4月から国が生活扶助基準額を平均6.5%引き下げた引き下げたことが違憲・違法だとして争っているいのちのちのとりで裁判は、最高裁が6月27日に愛知と大阪の2訴訟について「デフレ調整で物価の変動率だけを直接の指標にした厚生労働大臣

の判断には専門的な知識と整合性を欠くところがあり、その手続きは誤りで、違法だった」として処分を取り消す判決を言い渡しました。国が定めた生活保護の基準額について、最高裁が違法と判断したのは初めてです。今後、およそ200万人とされる当時の受給者への国の対応が焦点となります。

2025年1月、厚生労働省は2025年度の公的年金額を1.9%引き上げるとしましたが、マクロ経済スライドにより実質減となる改定が行われ、物価高騰にあえぐ年金生活者に追い打ちをかけています。6月13日には年金制度改定法案が自民・公明・立憲の賛成多数で可決され、今後もマクロ経済スライドを温存されることになりました。多くの年金生活者の困窮に背を向け、今後十数年にわたり年金水準が下がり続けることとなります。

石破政権が狙った、2025年8月からの高額療養費の自己負担上限額の引き上げについて、一回目の引き上げを見送らせることができました。保険医協会や患者団体などによる運動によって国民的な世論が高まるもとで勝ちとった成果であり、今後の社会保障闘争に大きな確信を与えるものとなりました。しかし、秋までに改めて方針を検討し、決定することを打ち出しており今後も運動の強化が必要です。

情報漏洩をはじめマイナンバーカードの有効期限との矛盾やシステムの不具合など多くの問題を抱えているマイナ保険証について、政府・厚生労働省は昨年12月から紙の保険証が新たに発行されなくなったとして、マイナ保険証の利用登録を呼びかけていましたが、有効期限切れで失効した従来型の健康保険証での受診について、暫定的に来年3月末まで認める方針であると報道されました。しかし、今年更新を迎えるマイナンバーカードは約1500万枚とされ、2026年度以降は約3000万枚が更新対象になる見込みで、医療機関だけでなく役所の窓口の混乱も想定されます。マイナンバーカードの問題点が解消されていないにもかかわらず、その普及や一本化を進めるのは財界の利益確保に他ならず、政府の姿勢をあらためさせることが強く求められています。

(2) 膨れあがる軍事費の一方で削減される医療・社会保障・年金

介護報酬改定により、2024年4月から訪問介護の基本報酬が引き下げられ、2024年度の介護事業所（老人福祉・介護事業）の倒産は179件（前年度比36.6%増）となり、2024年度現在、訪問介護事業所が地域にひとつもない自治体は全国で109町村、1つしかないという自治体も全国で268市町村にのぼっています。

政府・与党は2023年度から2027年度の5年間で43兆円の中期防衛力強化を進めており、軍事費を「聖域化」する一方で医療・社会保障費の削減を強めています。2月には自民・公明・維新の3党が4兆円の医療費削減のための協議体設置を合意しましたが、高校無償化と国民医療費の削減を条件に、軍事費の大幅増を含む2025年度予算を成立させたことは許されません。年金や医療・社会保障は労働者・国民の生活にとって切っても切れない制度であるとともに、物価高騰に対応できない賃金水準のもとでは、労働者の負担を軽減することや老後の生活を保障させる「第2の賃金闘争」として一層の強化が必要です。引き続き「軍拡増税でなく公共の再生、社会保障の充実を」をスローガンに掲げたたかひをすすめることが必要です。

(3) 参議院選挙の争点となった消費税減税と大企業・富裕層優遇税制の是正

とどまるところを知らない物価高やトランプ関税への対応策として、与野党で消費税減税が議論されていますが、石破首相は社会保障財源と位置づけている消費税の減税は適当でないと判断し、減税を見送ることを表明しました。このことは、物価高と低賃金にあえぐ多くの労働者・国民の実態に背を向けたものに他なりません。消費税が導入されて以降、消費税収入は539兆円に上る一方で、大企業・富裕層に対する減税策によって法人税や所得税、住民税は約600兆円の減収となっています。消費税は大企業や富裕層減税の穴埋めに使われ、社会保障は拡充されるどころか数々の改悪が行われてきたことをふまえれば、国民本位の税制実現が必要です。

5. アメリカと一体化する戦争国家づくりと改憲策動

(1) イラン攻撃をダブルスタンダードで支持、常軌逸した米国言いなり

イスラエルに続き、アメリカがイランの核施設に先制攻撃をする無法行為の横行で暴力の連鎖が世界を覆うなか、米国言いなりの外交を続けてよいのかが問われています。ところが日本政府は、国際法違反を犯す米国を正当化。常軌を逸した米国言いなりです。

イスラエルがイランの核施設を先制攻撃した6月13日（日本時間同日）、岩屋毅外相は「到底容認できない、極めて遺憾で強く非難」と表明。ところが同21日（日本時間22日）にイスラエルの求めに応じてトランプ米大統領がイランの地下核施設を先制攻撃した際は一転、「イランの核兵器保有を阻止するという決意を示したもの」だとして容認し、ダブルスタンダード（二重基準）の態度をとりました。

政府の米国言いなりの二重基準外交は、ウクライナを侵略したロシアを「明確な国際法違反」と非難しながら、パレスチナ・ガザ地区への空爆で市民を虐殺するイスラエルとそれを支援する米国を非難しないことにも表れています。

イランへの攻撃は広島・長崎への原爆投下と同じで、「あれが戦争を終わらせた」と被爆者を冒涇（ぼうとく）するトランプ大統領の暴言にも石破首相は抗議もせず、アメリカを前に唯一の戦争被爆国としての立場さえ投げ捨てる異常な姿勢を示しました。

アメリカのイラン攻撃は国際法違反であり、日本政府は国際法、国連憲章の立場にしっかり立って、こうした違法な攻撃は許されないという立場を貫くべきです。

(2) 日米軍事同盟と一体の戦争国家づくり

「日米軍事同盟強化」と「戦争国家づくり」が、2022年12月の「安保三文書」閣議決定によってさらに加速され、「新たな戦前」が現実のものとなろうとしています。

2025年度予算における軍事費は8兆7000億円となり、教育や社会保障費など生活関連予算を圧迫しています。税収だけでは軍事費を確保できず、8兆7000億円のうち7148億円が「建設国債」の発行対象になっています。戦時中の公債の乱発が危機的な経済状況をもたらしたことへの反省から、戦後の歴代内閣は軍事費を国債の対象から外してきましたが、「安保三文書」以降方針が変えられ、防衛省予算における「建設国債」対象は2023年度から通算で2兆940億円に達しています。

2025年2月の日米首脳会談で、石破首相は2027年以降もさらなる軍拡を進めることをトランプ大統領に約束しました。その後もアメリカは、北大西洋条約機構（N

A T O) 加盟国に G D P 比 5 %、オーストラリアに 3. 5 %の軍事費を要求。日本に対しては、コルビー米国防次官が 3 月、米議会で「できるだけ早く 3 %以上に」と証言したのに続き、6 月には「3. 5 %」を要求したと報じられました（英紙フィナンシャル・タイムズ 6 月 2 2 日付）。関税交渉とも相まって、日本政府は在日米軍の駐留経費、いわゆる「思いやり予算」の負担を数百億円規模で増額する検討に入ったことも明らかになっており、戦前を上回る規模で軍事費が増加しています。



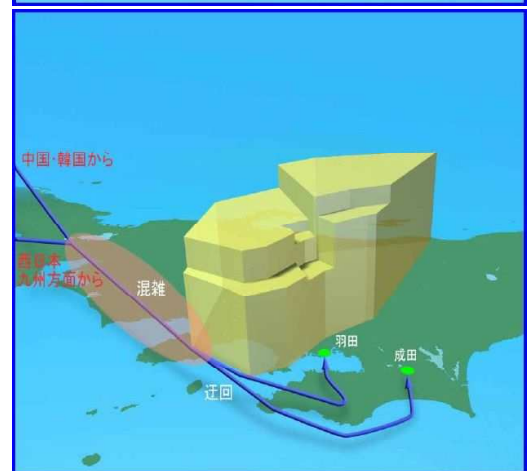
トランプ政権の軍拡要求と日本の対応

- 2 0 2 0. 0 9 第 1 次トランプ政権・エスパー国防長官「防衛費の GDP 比 2 % は、すべての同盟国の基準だ」
- 2 0 2 2. 1 2 岸田政権が 2 0 2 7 年度までに GDP 比 2 % への引き上げを決定
- 2 0 2 5. 0 3 コルビー米国防次官「日本はできるだけ早く、防衛費を GDP 比 3 % にすべきだ」
- 2 0 2 5. 0 6 「コルビー米国防次官が、GDP 3. 5 % を要求」(英紙フィナンシャル・タイムズ報道)
- 2 0 2 5. 0 6 レビット米大統領報道官 NATO が軍事費の GDP 比 5 % への引き上げ方針を決定。「NATO ができるなら、(日本を含む) アジアの同盟国もできるはずだ」
- 2 0 2 5. 0 6 石破茂首相「(軍事費) 増額は当然の国の責任だ」

(3) 首都におかれる米軍司令部と自衛隊の一体化

3 月の中谷防衛大臣と米国ヘグセス国防長官の会談では、米軍と自衛隊との間の指揮連携統制の向上が確認されました。ヘグセス国防長官は台湾有事を念頭に、「日本は西太平洋で最前線に立つ」と言いました。アメリカの戦争の最前線に自衛隊が立つということです。その具体化として、指揮権を持つ新たな在日米軍司令部が港区の「赤坂プレスセンター」に設置され、これに合わせて自衛隊側も陸・海・空の 3 自衛隊を統括する統合司令部を新設しました。

首都に米軍基地が置かれている国は日本だけであり、大都会の真ん中に戦争の指揮権を持つ「司令部」が置かれるという際立った属国状態にあります。港区が他国の標的にされるという事であり、東京都は実際に都営地下鉄大江戸線の麻布十番駅に、核攻撃に耐えられシェルターを建設する計画を進めています。また、関西方面から羽田空港に向かう飛行機が、羽田空港から南へ 5 0 km ほどの地点を通り過ぎ、その後房総半島端っこまで行き、左旋回した後に羽田空港に着陸するという日本の



空なのに航空機が飛べない「横田空域」など、不平等な日米地位協定など、米軍最優先の日米安保体制の見直しも必要です。

（４）日本全土で進む「米軍基地化」

自衛隊が米軍と一体となって戦争する可能性が高くなるにつれ、国民の自衛隊離れが進んでいます。中途退職する自衛隊員が増加し、高校生の自衛隊志望者も激減しています。こうしたもとで自衛隊は、小中学生を対象に実施した「基地・駐屯地見学」「職場体験」「隊員による講演」を増加させており、２３年度はその件数が２２年度の倍となり、自衛隊札幌地方協力本部は「子ども食堂」を通じた勧誘にまで乗り出し、住民からの批判を浴びています。自治体に若者の住民基本台帳情報の提出を強要し、進んで提供する自治体が増加しています。

「日米軍事同盟」が強化されるもと、特定利用空港・港湾の拡大（１１空港、２５港湾の計３６か所、２０２５年４月１日時点）などにより米軍の民間空港・港湾使用が増加しています。「非核神戸方式」ができて５０年目の２０２５年３月１８日、初めて米軍が神戸市に対し、掃海艇「ウォーリア」の入港を申請しました。神戸市は、非核証明書がないにも関わらず、外務省からの「核兵器を搭載していないことにつき、我が国政府として疑いを有していない」との回答をもって「非核が証明された」として入港を許可しました。これは米軍の「日本列島基地化」宣言であり、神戸市は自ら地方自治を形骸化したと言わざるを得ません。

沖縄など米軍基地がある地域では米兵による女性への性暴力事件が後を絶ちません。こうした事件は沖縄だけでなく、東京都では米軍関係者による性犯罪が２０２１～２０２３年に３件摘発され、いずれも都が未把握だったことが発覚しています。警視庁は警察庁に報告しましたが、国側から都に通報されていませんでした。米軍関係者による性犯罪は、他にも青森、神奈川、山口、福岡、長崎で地元自治体に情報共有されていなかったり公表されていなかったりしたことが判明しています。

日本人の主権と人権が蹂躪されており、米軍が日本を守るために置かれているのではないことは明らかです。

6. 気候危機打開、再生可能エネルギーへの転換図らず原発回帰する石破政権

（１）深刻化する気候危機と自然災害の多発

温室効果ガスの排出増加によって地球の平均気温は上昇し、地球温暖化による気候危機が深刻さを増し、異常気象や極端な自然災害が頻発しています。集中豪雨や猛暑、台風の大規模化、そして冬季の異常寒波といった極端な気象現象が毎年のように発生しており、人的被害やインフラへの影響が深刻化しています。

２０１８年には西日本豪雨により死者２００人以上を出す甚大な被害が発生し、河川の氾濫や土砂災害が広範囲に及びました。また、２０２０年の熊本豪雨や２０２１年の熱海土石流、震災の傷癒えぬ能登を襲った２０２４年の能登豪雨など、局地的な豪雨による災害が頻発しています。これらの災害は、従来の想定を超える雨量や降水パターンの変化によって引き起こされており、もはや「想定外」という言葉では済まされない現実となっています。

猛暑による熱中症のリスクも高まっており、特に高齢者にとっては命に関わる問題です。2023年の夏は記録的な猛暑となり、東京都心では最高気温が連日35度を超える猛暑日が続きました。こうした極端な高温は農作物にも影響を与え、食糧供給の安定性にも懸念が広がっています。

台風の勢力が年々強まりつつあり、2019年の台風19号は広範囲にわたる洪水と停電を引き起こしました。これまで災害に強いとされてきた都市部でも、水害や交通の麻痺などが頻発し、インフラの脆弱性が露呈しています。

こうした現象は、地球規模の気候変動の一端であり、日本も例外ではありません。今後は、災害の激甚化を前提とした社会インフラの整備や、気候変動対策の加速が不可欠です。

(2) 原発推進に回帰した「第7次エネルギー基本計画」

政府が閣議決定した「第7次エネルギー基本計画（以下：エネ基）」では、東京電力福島第一原発事故以来掲げてきた「可能な限り原発依存度を低減する」との文言が削除され、初めて「原発の最大限活用」を打ち出し、原発依存・原発回帰を強めました。福島第一原発事故を無かったことにする言語道断の計画です。

エネ基では、原発の新規建設について初めて明記するとともに、既存の原発では東京電力柏崎刈羽原発の再稼働を進めるとし、2040年度電力の原発比率を2割程度・稼働数30基程度とし、現在の2倍以上に増やすことになります。専門家からは「非現実的」と指摘されています。台湾では、福島第一原発事故を受け、原発ゼロを実現しました。

一方、世界の主流である再生可能エネルギー比率は15年後の2040年度で4～5割と、極めて不十分です。再生可能エネルギー優先を原則にして、10年後の2035年度で80%、2050年度100%をめざすべきです。

二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が求められる中で、最大の二酸化炭素排出源である石炭火力発電を日本が温存していることは言語道断です。G7で石炭火力の廃止期限がないのは日本だけであり、国連のグテレス事務総長は2030年までに石炭火力をやめるよう求めています。

省エネルギー対策も不十分です。エネルギー消費削減は2013年度の3割も満たしておらず、実用化されている省エネ技術の普及を強め、まず6割削減をめざすべきです。

(3) 世界の気候危機対策に逆行する日本

気候変動が深刻化するなかで、2015年のCOP21（気候変動枠組み条約第21回締約国会議）では、先進国も途上国も共に努力するとした「パリ協定」が採択されました。各国はパリ協定に基づき、世界の平均気温の上昇を産業革命前の1.5度以内に抑えようと、目標をもって温室効果ガス削減にとりくみ、世界全体では、温室効果ガス排出量を2035年までに2019年比60%に削減することが求められています。

日本は世界5位の排出大国で、大幅削減が求められています。エネ基では2013年度の60%削減としていますが、2019年度比では53%削減にすぎず、温室効果ガス大量排出国としての責任を棚上げしています。

政府が原発を進め、石炭火力を温存し、再生可能エネルギーの普及に消極的なのは、原発の再稼働と新規建設や石炭火力の温存が自民党に献金している日本経団連の要求に他なりません。政府は財界の要求を丸のみし、気候危機対策の足を引っ張っています。

世界的な気候危機や地球温暖化、南海トラフ地震など巨大地震発生の可能性がある現状を見れば、日本が進むべき道が原発推進、石炭火力温存ではなく、再生可能エネルギーへの転換にあることは明白です。エネ基には原発について「国民の懸念の解消に全力を挙げる」と書かれており、それならば廃炉を進めるべきです。

【各党の評価(2025年7月4日時点)】

政党名*	2030年/ 2035年の温室効果ガス削減目標	脱石炭火力発電の方向性	水素・アンモニア	再エネの導入と目標	脱原発の実現	得点
自由民主党	△	×	×	△	×	-1
公明党	—	×	×	△	×	-2
立憲民主党	◎	○	○	◎	○	19
日本維新の会	△	×	×	△	×	-1
日本共産党	◎	◎	◎	◎	◎	25
国民民主党	—	×	×	△	×	-2
れいわ新選組	◎	◎	◎	◎	◎	25
社会民主党	—	—	—	◎	◎	10
参政党	×	×	×	×	×	-5
日本保守党	—	×	—	×	—	-2
みんなで作る党	—	—	—	—	△	1

*総務省「政治団体名簿－政党」(2025年4月10日現在)に掲載のある政治団体とした。

7回参議院議員選挙－各党選挙公約の気候変動エネルギー政策に関する分析－
2025年7月7日気候ネットワーク詳細

<https://kiconet.org/content/38043>



第三章 2026年度運動方針

I たたかいの基調

1. 「4つの要求」と「4つの基本」

2025国民春闘で掲げた「4つの要求」を実現するために、「対話と学びあい」を愛労連運動の組織文化とすることを柱とする「4つの基本」をたたかいの基調に据えて2026年度の運動をすすめます。

(2026年度運動方針版)

【4つの要求】

- ①. すべての労働者の大幅賃上げ・底上げ、非正規労働者の要求実現
- ②. 労働時間短縮の実現、労基法解体を許さず改善
- ③. 公務・公共体制、社会保障の充実、生活圏での公共の再生
- ④. 政府の改憲策動を止め、憲法がいかされる社会の実現

【4つの基本】

- ①. 組合員や労働者との「対話と学びあい」を愛労連運動の文化に
- ②. 「社会的な賃金闘争」と「たたかう労働組合のバージョンアップ」を両輪で
- ③. 「ジェンダー平等の推進」と「格差是正」「最低規制の強化」をすべてのたたかいに位置づける
- ④. 憲法と平和をまもり、要求を実現できる政治をつくる

2. 「社会的な賃金闘争」と「たたかう労働組合のバージョンアップ」は車の両輪、その両輪を回すエンジンが「対話と学びあい」

「社会的な賃金闘争」と「たたかう労働組合のバージョンアップ」は車の両輪であり、一緒にとりくむことで効果的に賃上げを実現できます。そして、職場・地域からのボトムアップで両輪を回す力を生みだすのが「対話と学びあい」です。これを愛労連の組織文化にするほどに迫及し、仲間を増やした力で要求を実現できるようにします。

(1) 「社会的な賃金闘争」とは

全労連は、連合に比べて基幹産業や大企業に組織を有しておらず、残念ながら春闘相場をけん引するには力不足です。こうしたなかで、最低賃金や公契約、公務員賃金など、法律や制度を変えることによって賃上げをけん引するたたかいとして「社会的な賃金闘争」を編み出し、成果をあげてきました。

このたたかいは、ケア労働分野での加算や報酬・公的価格の見直しなどでも力を発揮して一定の成果を勝ちとってきました。また、物流業界における標準運賃引き上げやタクシーの運賃改定などもこれにあたります。

さらに、大企業の社会的責任を果たさせるたたかいでも力を発揮し、政府・公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定め、2025年の通常国会では、下請法等が改正され発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることを目的とする変更も行われました。

愛労連は、トヨタ自動車がリーディングカンパニーとして社会的責任を果たすことを求めてトヨタ総行動にとりくんできましたが、2025年2月には佐藤恒治社長が一次下請け500社を集めた会議で「足下が揺らいでいる」と発言し、二次、三次などを含めた取引先全体の労務費を引き上げるために価格転嫁の必要性を強調しました。この背景には、国内サプライチェーン（供給網）の競争力維持への危機感がありますが、何よりも価格転嫁適正化への責任を問うてきたたたかいが大きな世論を生んでいることにあります。

（２）「たたかう労働組合のバージョンアップ」とは

社会的な賃金闘争では、一定の成果をあげつつも労働組合主導のたたかいで賃上げを勝ちとっていくには、ストライキ権の行使をはじめとした戦術強化です。この権利を行使するには要求に対する団結の強化、組織拡大・強化の必要性が浮き彫りとなり、3年前に「たたかう労働組合のバージョンアップ」を掲げました。それは、①産別・全国・地域統一闘争への結集、②ストライキを背景にしたたたかい、③要求の求心力で仲間を増やすことです。全国では、この「バージョンアップ」でたたかいを強化し、仲間を増やしつつ成果をあげる経験が生まれています。共通するのは「はじめてストライキを配置する」など、不安を抱えながらも執行部が一步踏み出したことにあります。「社会的な賃金闘争」と「バージョンアップ」が両輪になって成果を生むことは次の点からも明らかです。

- ①. 「社会的な賃金闘争」で制度を勝ちとって、最終的に賃上げに結びつけるためには、職場のたたかいが必要です。ケア労働における加算や報酬引き上げも、物流の標準運賃の改定も職場のたたかいで、その成果をもぎ取らねば賃上げにつながりません。そのためには「バージョンアップ」で職場からの力強いたたかいが必要です。
- ②. また、経営努力だけでは賃上げを実現できないからこそ「社会的な賃金闘争」が必要になりますが、職場の強いたたかいがあれば、労働者・労働組合だけでなく、経営者にもその役割を果たさせることができます。経営者が業界団体や経済団体で束になって、国や自治体、議員に賃上げが可能となる制度や財源を求めるようになれば、その効果は一層上がります。トヨタにおける重層的な下請構造の基でも、ストライキを配置して迫れば、下請けでのたたかいがトヨタのラインを止めることにもつながります。こうしたたたかいをすすめれば、下請けの経営者でもラインをとめることになるよりは、賃上げ分の価格転嫁を求めるのではないのでしょうか。

（３）「対話と学びあい」

「社会的な賃金闘争」と「たたかう労働組合のバージョンアップ」を賃金闘争の両輪として力強く回す力が、今年の定期大会で方針化した「対話と学びあい」です。

しかし、この具体化が順調には進んでいません。「対話と学びあい」をどう進めたらいいのか、職場で「対話と学びあい」を展開するために、どう理解してもらうのか、「対話と学びあい」をすすめる方針を掲げることができていないなどの悩みを抱える組織が多いのではないのでしょうか。夏季闘争方針でも位置づけている以下の提起を踏まえ、どうしたら「対話と学びあい」を具体化し推進できるのかの議論を徹底的にすすめます。

1) 労働者としての自覚とたたかう術（すべ）を身につける

労働者が自らの実態を自覚するとともに権利を知り、必要な行動ができるようになることをめざします。労働者が労働組合で団結し、声を上げれば困難を変えられるという「労働者としての自覚とたたかう術（すべ）」を身につけます。財界・大企業の論理にもとづく情報があふれ、競争と分断が強いられる社会のなかで、労働者階級としての自覚を持つ労働者を増やしていくには、労働者との「対話」と「学び合い」を活動の柱に据えて実践し、愛労連運動の文化にすることが必要です。

2) 「対話」は説得ではなく、よく聞き話すなかで苦しみの原因を特定すること

「対話」は、おしゃべりではなく対象者との認識の深め合いであり、要求実現の実践そのものです。具体的には、職場の仲間一人ひとりと話すことであり、よく聞き、質問し、引き出し、苦しみの原因を特定し、解決の道を共に見つけ出し、敵を明らかにして実践に結びつけることです。対話は決して説得ではないという自覚が重要です。こうした対話が日常活動となることをめざします。

3) 「学び合い」は苦しみの原因を取り払う行動をつくりだすこと

「学び合い」は、課題解決の行動をつくりだす活動です。新自由主義のもとで主体性を奪われ、「自己責任」論に絡め取られ、きびしい生活を受け入れさせられているなかで、「変える」よりも「選ぶ」という思考や行動が一般化しています。（例「石の上にも3年」ではなく「嫌なら変わればいい」。「変えれば」ではなく「変われば＝他を選ぶ」）苦しみから逃れるために「選ぶ」という選択では、大局的には苦しみの原因は解決されず、分断が進むばかりです。多くの仲間と学びあうことで、労働者は自らと向き合い抑圧されていることに気づき、その背景にある社会（支配の）構造を知り、職場や社会での主体性をとりもどします。

4) 労働者とは何なのかを自覚することが新たな一歩につながる

競争主義的な教育、新自由主義にもとづく自己責任、政治的中立性が押し付けられてきたもとで、「対話と学び合い」をつくりあげることは容易なことではありませんが、これを通じて労働者としての階級性を自覚することができれば組合活動への参加はひろがります。「対話と学びあい」が、「職場は盛り上がっていない」「余裕がない」「役員のなり手をつくれぬ」「組合員が増えない」という状況を克服し、運動への結集も強めます。

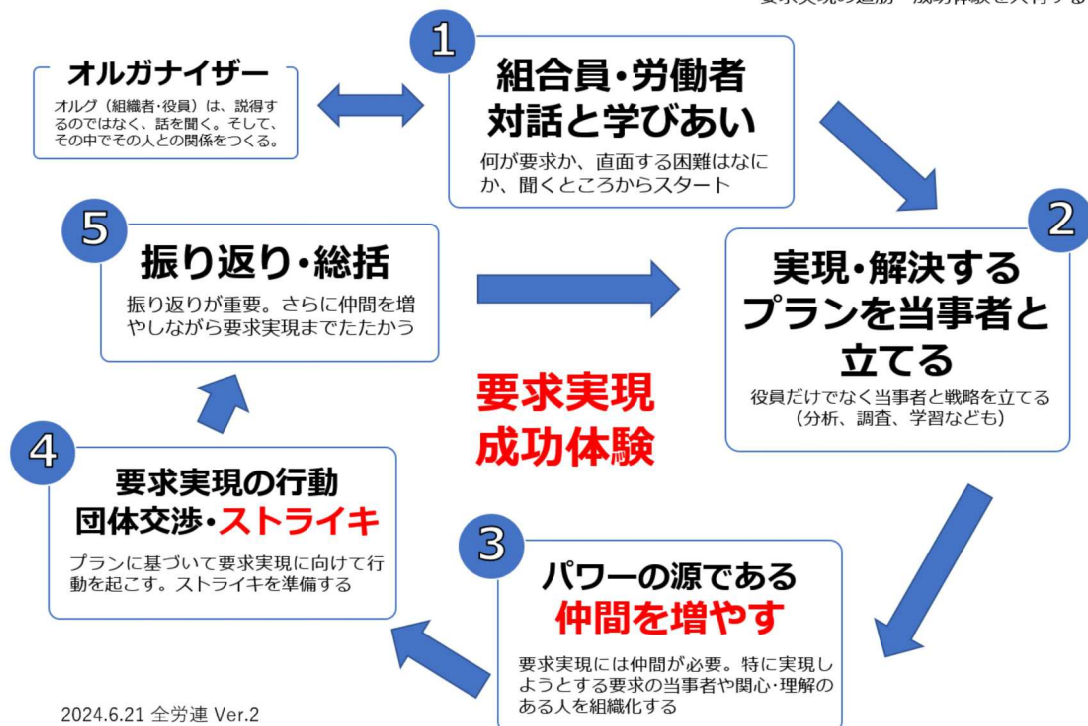
5) 「対話と学びあい」を実践するための学習

全労連は、10月11日～13日にかけて東京で労働運動交流集会2025（レイバー・ユニオン・カレッジ：略称レバカレ2025）を開催します。レバカレは「対話と学びあい」の実践を学び交流する当事者参加型の集会として開催されます。「対話と学びあい」を具体化し実践に移していくための転換点として位置づけ、積極的に参加します。

全労連は、7月に開催する第66回評議員会で全労連学習教育要綱を改定し、来年度から、この「対話と学びあい」の関係づくりをひろげられるオルグを養成する「対話と学びあいスクール」を具体化します。これを愛労連運動に積極的に取り入れます。

「対話」と「学びあい」から「要求の求心力で組織拡大」する概念図

要求実現の道筋・成功体験を共有する



2024.6.21 全労連 Ver.2

Ⅱ 4つの要求を実現する運動の具体化

1. すべての労働者の大幅賃上げ・底上げ、非正規労働者の要求実現

(1) すべての労働者の大幅賃上げ・底上げを図る

1) 「賃金上がる国への転換」めざす

賃金引き上げが必要との世論をつくりあげた到達を力に、政府に最低賃金1,500円の見通しをつくらせ、25春闘でも、24春闘の「30年ぶりとなる賃上げ」水準となりましたが、実質賃金引き上げを実現するまでに至っていません。30年余りに及ぶ実質賃金の低下をとり戻す賃上げを実現し、「賃金上がる国への転換」をめざします。物価高騰下の生活にもとづく要求討議をもとに、職場・組合員の声を要求に反映し、職場から仲間を増やし、たたかう力をつくっていきます。この力で要求を提出し、ストを背景にした団体交渉を産別統一行動に結集して行う、労働組合の原則的なたたかいを単産ごとにつくりあげていくことをめざします。

2) ケア労働者の賃金・労働条件改善を社会的な賃金闘争として運動を強化する

ケア労働者の多くは女性が占めています。WHOの報告書「医療とケアのための公平な分配：ジェンダーと医療・ケア労働の過小評価」（2024年3月）は、医療・ケア労働におけるジェンダー不平等が、女性の有給労働市場への参加を低下させ、女性の経済的エンパワーメントを阻害していると指摘しました。ケア労働者の賃金が高産業と比較して低く抑えられている現状を質していくことは、男女の賃金格差を是正する意味でも重要です。ケア労働者など「公共性の高い」産業ではたらくフルタイム労働者の賃金・労働条件の改善、パートタイム労働者の正規化の加速をもとめ、引き続き「ケア労働対策委員会」を中心に、社会的な賃金闘争としてとりくみを強化します。

3) 大企業に社会的責任を果たすことを求める

経済主権を踏みにじる「トランプ関税」を口実にした、大企業による「雇用の縮小」「取引先の単価切り下げ」の動きに反対し、大企業が雇用や中小企業を守り、その社会的責任を果たすことを求め、史上最高額を更新し続ける内部留保を適切に活用させるとりくみを具体化します。経団連などに対し、公正な取り引きや労務費の価格転嫁が確実にできるよう改善をはかることを求め、価格転嫁できない犠牲を労働者にしわ寄せさせない、労働組合の強いたたかいをすすめます。

4) 「ジョブ型賃金（成果主義）」に反対し、すべての仲間の賃上げ実現をめざす

使用者都合の「賃上げ」では、「若年層と中高年層」「正規労働者と非正規労働者」など、格差と分断を広げることになります。すべての仲間の賃上げを実現する「労働組合主導のたたかい」をすすめます。

大企業だけでなく、中小企業にも広がりつつある「ジョブ型賃金（成果主義）」に反対し、学習を力に導入を許さないたたかいをすすめます。

5) 秋季年末闘争から「職場活動の強化」に焦点をあて、「対話と学びあい」を

職場の一人ひとりの労働者にむきあい、「安心して働き続けられる職場環境は与えられるものではなく自分たちで勝ち取るもの」であることを共有し、団結をつくり、行動することを重視します。秋季年末闘争から春闘要求提出前に、「職場活動の強化」に焦点をあて、地方・地域組織の協力も得て、「対話と学びあい」をすすめ、ボトムアップの組織づくりを強化します。

6) 公務・民間一体での教訓を生かし、公務労働者の大幅賃上げを

2025春闘での公務・民間一体での運動の教訓を生かし、会計年度任用職員などを含めた公務労働者の生活改善をはかる大幅賃上げで社会全体の底上げをめざします。

7) 自らの要求実現のため、職場内での交渉とともに地域に打って出る地域春闘を

地域春闘では、職場・産業・職種を横断した「対話と学びあい」がすすめられ、スト支援、最賃運動を軸に地域春闘のたたかいが広がりました。自らの要求実現のため、職場内での交渉とともに地域に打って出るとりくみとしてディーセントワーク宣伝、地域総行動などに参加し、全国一律最賃、社会保障、憲法・平和の課題で、地域で横断的なたたかいにとりくみます。

8) 大企業の社会的責任追及と第47回トヨタ総行動

中小企業での賃上げが進まない最大の原因は、原材料費・燃料費高騰分や賃上げの原資となる労務費上昇分を価格転嫁できないことにあります。このことは政府も財界も認めています。円安を背景に大企業は空前の利益をあげており下請工賃や取引価格への価格転嫁は充分可能です。一方でトランプ関税による単価引き上げや生産量の低下は、とりわけ愛知県には大きな負のインパクトとなります。大企業の社会的責任追及と政府に公正取引保障を抜本的に強化することを求めます。

トランプ関税が愛知にあたえる影響やトヨタの賃金システムなどについて学ぶ学習会を計画するとともに、年明けからの大企業包囲宣伝、第47回トヨタ総行動を2026年2月11日（水祝）に配置します。

(2) 「秋の地域総行動」から「春の地域総行動」へ連動するとりくみ

県内各地に愛労連の風を吹かすことをめざし、2026年度も年2回の「地域総行動」にとりくみます。実施方法は、駅頭での宣伝行動だけでなく、愛労連主催の「夜の学習会」の準備など、地域組織の実情にも対応できるメニューを準備します。

(3) 「チェンジ全国一律最低賃金」キャンペーン

1) 全国一律最低賃金制の早期の実現

全労連や全国の地方組織の継続したとりくみにより国会請願署名の紹介議員数は、136人（2025年5月現在）にひろがっています。議員への継続した要請がこう

した成果を生み出しました。2025年11月と2026年2月の地域総行動を中心に地元事務所への要請を行います。

2) 最賃署名と街頭宣伝

- ①. 9月30日（火）に「明日から新最賃」の周知と愛労連の要求をアピールします。
- ②. 全国署名と愛労連署名を11月にスタートさせます。愛労連署名は「氏名だけ記入」の意見もあり検討します。全労連署名は2月、愛労連署名は6月を集約期限とし、両署名とも1万筆を目標にします。近年、1万筆を下回っていることから、愛労連からの提起も工夫し、単産・地域組織でも目標を持つことに努力します。2025年6月から始めたオンライン署名を継続します。
- ③. 2月に「最賃生活体験」を行います。愛労連として100名の参加をめざします。家計簿（紙とExcel）が完成した参加者にはクオカードをプレゼントします。
- ④. 秋と春の地域総行動などに配布する宣伝物を通じて「今すぐ1500円、めざせ2000円」をアピールします。
- ⑤. 最賃審議会前と審議会期間に街頭宣伝を行います。Xデモも検討します。
- ⑥. 愛知労働局長と愛知地方最低賃金審議会長あてに「最賃引き上げの要請書」を署名とともに提出します。審議の全面公開、意見陳述、答申書の改善を求めます。

（4）公契約条例を県内の全自治体に

愛知県内の21市町にまで「公契約条例」の制定を広げてきました。今や「価格転嫁」は発注者の責務となりつつあります。総務省も「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を示し、公共発注の発注者責任を明確にしました。引き続き、国には「公契約法」の制定を求めつつ、県内すべての自治体において、賃金の下限設定を定める「公契約条例」の制定をめざした運動を展開します。

（5）公務員の労働基本権回復をめざす

過半数が採用辞退する市町村もめずらしくないなど、公務員制度の基盤が揺らいでいます。昨年、人事院が示した「地域手当の大きくくり化」は、地域間格差の弊害を露わにしました。引き続き「地域手当の格差をなくし裁判官の良心を取り戻す」訴訟を支援し、地域間格差をなくし賃金の底上げをめざすとりくみをすすめます。魅力ある公務員制度の再構築にむけ、公務員の労働基本権を取り戻す運動を強化します。

（6）奨学金返済苦解消キャンペーン

奨学金返還支援のとりくみを実施している自治体（2024年6月現在）は、全国47都道府県、816市区町村にまで広がりました。しかし、愛知県内では13市町村に留まっています。県内の先進自治体のとりくみを広げ、官民・職種を問わず、奨学金返還に苦しむすべての労働者を対象とする返還制度への発展をめざし運動をすすめます。

（7）社会的な賃金闘争の推進に「春の自治体キャラバン」を位置づける

社会的な賃金闘争をすすめる上で、自治体が定める条例や運用状況に係る基礎データの収集と蓄積は欠かせません。それをもとに自治体との懇談や地方議会への働きかけをおこなう「春の自治体キャラバン」は、公契約条例の普及、最低賃金1,500円の浸透、保育・介護職場の改善、会計年度任用職員制度の改善などに寄与してきました。引き続き、社会的な賃金闘争の推進に「春の自治体キャラバン」を位置づけとりくみをすすめます。また基礎データの活用や社会への効果的な還元のため、研究者やメディアとの連携を図ります。

2. 労働時間短縮の実現、労基法解体を許さず改善

デロゲーション（法規制の適用除外）が「不安定な雇用」を助長することは「建交労保育パート支部」のたたかいが如実に示しました。また、ジェンダー平等の実現に「労働期間短縮」が欠かせない事も今や常識です。「過労死」が止まないもと、まやかしの「労使コミュニケーション」を前提とする労働法制の緩和は「労基法解体」でしかありません。引き続き、労働者のいのちと健康を脅かす労基法解体を許さず、ジェンダー平等の視点からも「労働時間短縮」を実現させるとりくみを推進します。

3. 公務・公共体制、社会保障の充実、生活圏での公共の再生

（1）公共の職場で働く労働者の労働条件の抜本的な改善を求める

- ①. 公務の魅力を取り戻し、誇りを持って働き続けられる職場づくりをすすめるために、公務員の生活を守る大幅賃上げ、長時間過密労働の解消、非正規公務員の処遇改善と正規化、定員削減の中止を求めます。要員確保・大幅増員をすすめることは、ゆきとどいた公務・公共サービス、教育を実現するために不可欠であり、公務員だけでなく多くの国民にとっても重要な課題であり、官民共同のとりくみをすすめます。
- ②. 社会的な賃金闘争の重要な柱である公務員賃金の大幅改善を求めて、政府・人事院、自治体・地方人事委員会・教育委員会などに対するとりくみをすすめます。とりわけ医療職や福祉職の俸給表改善、そして中高年職員や再任用職員等の賃金改善は社会的にも切実に求められている課題であり、大幅引き上げを要求します。
- ③. 公務や教育職場における慢性的な長時間労働を解消するために、労働時間の短縮、延長時間の上限規制の強化、給特法の見直しなどを求める運動をすすめます。
- ④. 人事院は3月24日「人事行政諮問会議／最終提言」を公表しました。そこでは、総合職を中心とした本府省職員の優遇、能力・実績主義の強化や人事評価の徹底などが強調され、比較企業規模による賃金格差の拡大など、国公公務員の処遇や働き方に大きく影響することとなります。今後の動向を注視しつつ、全労連の提起も踏まえとりくみを具体化します。
- ⑤. 法人化された国立大学や国立病院などの職員の賃金が人事院勧告を下回る水準に抑えつけられているために、人材確保が困難となり、機能縮小を強いられるなど深刻な事態が生じています。民営化や独立行政法人化、指定管理者制度など公務部門のアウトソーシングによる問題が噴出しており、再公営化を含め、運営費交付金の増額、賃金スライド制度の導入など抜本的な改善を求めます。
- ⑥. 会計年度任用職員や期間業務職員など公務で働く非正規雇用労働者の処遇改善と雇

用の安定、そして正規化は切実かつ正当な要求です。要求実現の求心力で仲間を増やし、当事者を中心とした運動で、職場と地域と世論を動かし、確実に前進を勝ち取ります。

(2) 地域の「公共」を住民・利用者などとの共同で再生する

- ①. 政府・財界がすすめてきた新自由主義的政策による「小さな政府づくり」「公務員削減」「公共の商品化」「公務の民営化」「自治体の広域合併」などによって、地域の実態に応じたきめ細やかな施策が取れなくなった上に、地方のインフラの切り捨て、インフラ整備のために欠かせない国・地方の予算を切り詰めがすすめられてきました。国民の安全・安心を守り、格差の縮小、環境問題解決のためにも、「公共の再生」運動の大きくしていくことが必要です。
- ②. 地域破壊を許さない立場から、自治体業務の委託中止・再民営化、学校・病院の統廃合や保育所不足、水道の料金引き上げや民営化阻止など、生活圏での身近で切実な課題をもとに、労働組合と地域住民の共同で「公共の再生」をめざすとりくみを具体化します。
- ③. 「社会保障・公共闘争本部」は、全国各地のこうしたたたかいを広げ、地域から公共を取り戻し、国民の基本的人権を保障するためにとりくまれているたたかいを交流し、情報の共有をはかるとともに、地域での運動を広げることをめざします。

地方・地区労連でも、行政体制、医療・福祉、教育、交通、生活インフラなどについて考える懇談会（対話集会）の実施をめざします。あわせて、住民要求アンケートや街頭宣伝行動などを展開します。

(3) 社会保障の充実でいのちと暮らしを守る体制を強化する

医療・福祉の分野で働く労働者の労働条件は、国が定める診療報酬・介護報酬・障害サービス等報酬の影響を強く受けます。政府は歳出の削減を図るため、社会保障費の増大を抑制してきましたが、現場では労働に見合わない賃金に将来展望を持たず、労働者の離転職が激しく人手不足が深刻化しています。

介護・福祉労働者は、他産業よりも賃金水準が大幅に低く、利用者は保険料だけでなく利用料負担も増えるばかりで、サービスの利用控えが起こり、介護事業所の経営難に拍車をかけています。

医療現場では受診抑制が進み、診療報酬の抑制とともに経営を圧迫させています。経営の圧迫と労働環境の悪化による悪循環が続いています。多くの職場は労働者の善意によってかろうじて支えられていますが崩壊の危機が広がりつつあります。

教育分野でも教員不足は著しく、子どもの成長に悪影響を及ぼしています。

- ①. こうした事態の転換には、個々の事業場単位での労働条件改善を求めるだけでは足りません。政策を転換させる政治的なとりくみを進めることが必要です。「地域循環型の経済・社会の構築」めざし、世論の喚起で労働者が安心して働き続けられる環境の整備をめざします。
- ②. 愛知県社会保障推進協議会（愛知社保協）に結集し、社会保障の拡充をめざすとりくみを強化します。

- ③. 単産の社会保障拡充のたたかいを積極的に支援します。医師・看護師の増員と介護労働者を含めた処遇改善、地域医療構想に伴う全国400以上の公立・公的病院等再編・統合阻止問題、保育・福祉職員の処遇改善、公的保育を守る運動、生活保護裁判のとりくみなど、社会保障改善のたたかいを共同してとりくみます。
- ④. 社会保障拡充のための新たな署名、学習会や集会等のとりくみに積極的に参加します。
- ⑤. 介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現をめざし、新介護署名決起集会への参加と新介護署名のとりくみをすすめます。
- ⑥. 高すぎる国民健康保険料の引き下げを求め、「国保パンフ」での学習、あいち国保改善運動交流集会に参加して国保運動を盛り上げます。
- ⑦. 公的年金の抜本的な改善をめざし年金者組合中央本部と全労連が提起する署名にとりくみます。また、年金者組合の年金一揆などのとりくみを支援します。
- ⑧. 豊かな高齢期の実現をめざしてあいち高齢者大会の成功にむけて、とりくみを進めます。
- ⑨. 「福祉予算削るな！福祉を金もうけにするな！愛知県民集会」（10月26日）を成功させます。
- ⑩. 第52回中央社会保障学校in佐賀に参加します。
- ⑪. 公立公的病院等再編・統合を阻止するため、地域医療構想で再編・統廃合の名指しを受けている病院・地域を中心に、運動を構築します。また「公立病院経営強化ガイドライン」にもとづく「公立病院経営強化プラン」の策定が進められていますが、政府は20万病床の削減計画そのものは変えません。「400超の公立・公的病院を統廃合の対象として名指ししたリスト」の撤回にも応じません。424共同行動実行委員会に参加しとりくみをすすめます。
- ⑫. 生活保護裁判上告審は、愛知・大阪事案について2025年6月27日最高裁で画期的な勝訴を勝ち取りました。愛知支援連絡会では8月3日に愛知支援連絡会総会を開催し今後について決定します。また、他の地方での進行中の裁判も支援します。
- ⑬. 秋の自治体キャラバンは45年にわたり地域住民と一体となり、社会保障施策の改善をねばり強く自治体に要請してきました。国の社会保障連続改悪が強行される中でも、地方自治体の努力によって住民の社会保障施策が着実に前進し、大きな役割・成果を上げています。今年も10月21日から24日の日程（県と名古屋市、東三河広域連合は別）で県内のすべての自治体を訪問し、医療・福祉・介護などの社会保障の拡充を求めて要請・懇談します。

（4）政府の「全世代型社会保障」政策と対決し、社会保障の充実をもとめる

政府は「全世代型社会保障」の構築に向け、「時間軸」に沿って、今後とりくむべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめています。「全世代型社会保障改革」の「改革工程」によれば、①「薬剤定額負担」の徴収や「薬剤の種類に応じた自己負担」、②医療保険・介護保険の3割負担の対象拡大、③介護保険の2割負担の対象拡大、④マイナンバーを活用し、預貯金額など金融資産に応じた患者・利用者負担増、⑤金融所得に応じた国保・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料

引き上げ(被用者保険は対象外)、⑥都道府県内の保険料水準の統一化による国保料(税)引き上げ、⑦ケアプラン有料化、⑧「軽度者」(要支援 1・2)への生活援助を給付から外します。などが示されています。

- ①. いずれの課題も、署名などを始めとする世論喚起などの運動は社保協に結集してとりくみを進めます。軍拡よりも社会保障を国会請願署名、介護署名などの署名を推進します。
- ②. マイナンバーカード取得の強制をゆるさず、国民皆保険制度の基盤と言える現行保険証をまもるとりくみに、マイナ保険証一本化反対実行委員会に参加してとりくみます。

(5) 税の民主化をめざす

厳しさを増す国民生活に対し、国の税収は5年連続で過去最高を更新しました。所得に関係なく徴税する「消費税のカラクリ」に依るものです。「消費税廃止各会連絡会」「STOP! インボイス」の運動は、「消費税の廃止又は減税、インボイス制度の廃止」を参議院選挙の争点にまで押し上げ、それが実行不可能な政策でないことを証明しました。引き続き、消費税を見直し、インボイス制度は廃止、税の使い道を変え「富の再分配」機能を発揮させる公平な税制への転換を求める運動を展開します。

(6) 食と農業をまもる

2017年末の国連総会で「家族農業の10年」が採択され8年目を迎えます。小規模・家族農業を破壊し続けた日本では、農民からは「コメ作ってメシ食えねえ」と怒りの声が上がリ、政府が放出した「備蓄米」に市民が殺到する異様な事態まで引き起こしました。これでは、政府が掲げる食糧自給率の改善などにはかたはるはずありません。輸入拡大や大規模化だけでは、家族農業・地域農業を守れません。地産地消を推進し、生産者が安心して就農できる地域循環型農政・家族農業を中心とした農政への抜本的転換を求める運動を食農健とともにすすめます。

(7) 気候危機の打開、世界と未来をまもる

若者がCO₂排出量(エネルギー起源)の約3割を占める主要電力事業者に対し、科学が示す1.5℃目標と整合する水準での排出削減の実行を求める民事訴訟「若者気候訴訟」を支援し、勝利判決をめざします。

訴訟支援とともにクール・クライメートあいちのとりくみに積極的に参加し、気候危機問題への理解を広げる学習や行政への要請などにとりくみます。

(8) 能登半島地震、被災地の復旧・復興

地震発生から1年半を経た今も、豪雨災害も重なり、能登の被災地の復興が遅れています。高齢化・過疎化が進む被災地の公共の再生、地域の再建には課題が山積しています。これまで、愛労連は全国災対連・全労連とともに、石川県労連の要請に応え、第11次に亘る「ボランティア派遣」にとりくんできました。第12次以降の要請についても、引き続き組合員参加型のボランティア派遣として、精一杯応えます。どの

地域で発生してもおかしくない災害大国だからこそ、「被災者の生活再建は国の責任で」の徹底と住民のいのちとくらしを守る「公共の体制拡充」をもとめる運動を連動させとりくみます。

4. 政府の改憲策動を止め、憲法がいかされる社会の実現

(1) 「戦争国家」づくりと改憲を阻止するたたかい

- ①. トランプ米政権からの防衛費を国内総生産（GDP）費3.5%増額要求、米軍のイラン領内の核施設への空爆では石破首相は見解も示さないなど、アメリカいいなりでよいのかが問われています。「武力で平和をつくることはできない」「外交で解決を」の世論を大きくします。
- ②. わたしたちの運動で、国会での改憲発議をさせていません。しかし、自民党を含む改憲勢力に加え、多様性やジェンダー平等（人権）を軽んじ、国民主権をも否定する勢力の台頭もみられます。愛労連は、戦後・被爆80年を迎える今年、国民が「平和のうちに生存する権利」を保障する憲法について、あらゆる機会を通して「対話と学びあい」で理解を深め、平和と民主主義、多様性や人権が守られる社会を求め、大軍拡と憲法改悪の企みに反対するとりくみを「あいち総がかり行動実行委員会」や「憲法共同センター」、「あいち九条の会」、「憲法と平和を守る愛知の会」、「安保破棄愛知県実行委員会」などの共同ですすめます。

(2) なくそう日米軍事同盟・米軍基地2025年日本平和大会in愛知の成功

日本平和大会in愛知が10月25日（土）～26日（日）、オプション企画は24日（金）に愛知で開催されます。愛労連も実行委員会に参加しています。25日に実施される「学びと交流のつどい」では、国公・年金者組合・建交労・医労連・愛高教・自治労連・福保労・名古屋市職・愛労連・同交運分会・同青年協（青年のつどい）が準備・運営を担当します。大会成功のため、要員を含め多くの参加をめざします。

(3) 核兵器のない世界をめざすとりくみ

- ①. 戦後・被爆80年の節目の年、核のない世界の実現にむけてとりくみを強め、国民的な運動に発展させます。
- ②. 政府に「核兵器禁止条約」への批准・署名を求めます。「唯一の戦争被爆国、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准をもとめる請願」署名にとりくみます。
- ③. 「愛知県民の会」に結集し、県内35万筆を目標に署名の推進と条約批准を求める世論づくりにとりくみます。毎月の69行動での街宣、署名活動に参加します。
- ④. 職場の仲間だけでなく、地域にも打って出て、街頭署名活動や戸別訪問などにとりくみます。また「原爆展示パネル」の普及にとりくみ、広島・長崎・ビキニでの被爆の実相を広く伝えます。
- ⑤. 原水爆禁止2025年世界大会の成功をめざします。8月3日からの広島大会、8月7日からの長崎大会に、愛労連として100人の参加目標を掲げて大会を成功させ、国内外に核兵器廃絶を大きく訴えます。2025年の世界大会は「被爆者とともに、

核兵器のない平和で公正な世界を～人類と地球の未来のために」をテーマに広島を主会場とし、現地参加を中心にオンライン参加もひろげ世界と全国・愛知をつなぎます。

- ⑥. 被爆者の高齢化が進み、これまで運動にとりくんできた人々の高齢化も進んでいます。核兵器のない平和な世界の実現にむけて、これまでの運動の経験を若い世代へ継承させることが求められます。被爆体験に触れることや核兵器を巡る情勢や核廃絶運動を体感することは、若者の気づきや運動参加を促してきました。職場と地域から若者を積極的に送り出します。
- ⑦. 政府に「核兵器禁止条約」の批准・署名をせまるため、自治体の意見書採択運動にとりくみます。議員要請や自治体首長との懇談などに、積極的にとりくみます。
- ⑧. 被爆80年原水爆禁止2025年世界大会に向けて、「プロジェクト80th 被爆者とともに核なき世界を見よう」キャンペーンを成功させます。
- ⑨. 「被爆80年あいち県民のつどい」実行委員会に参加し、つどいの成功に向けてとりくみ、愛知県での非核運動を盛り上げます。
- ⑩. 2025年4月28日から5月9日まで、ニューヨークの国連本部で開催された2026年核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた第3回準備会合は、来年の再検討会議において議論の指針となる勧告文書を採択できないまま閉幕するという事態となっています。再検討会議では、2015年に続き2022年もロシアによるウクライナへの軍事侵攻など悪化する国際情勢を受け2回続けて最終合意文書を採択できないでおり、2026年に3回連続で採択失敗になれば、多国間条約としての信頼は失墜し、核軍拡や核拡散に歯止めが利かなくなることが懸念されます。11回目となる2026年再検討会議は4月27日からニューヨークで予定されており、愛労連からも代表団を送り、NPT体制から脱却し、核兵器禁止条約にもとづく国際秩序の構築をめざします。

（４）要求実現が可能な政治への転換で要求実現を図る

- ①. 参議院選挙の結果次第では、衆参ともに与党過半数割れや新たな連立による政権の枠組みなど、国会運営にも大きな変化が生じる可能性もあります。政治情勢をしっかりと見極めながら、臨時国会や来年の通常国会で愛労連の掲げる要求実現めざしてたたかいを組み立てます。
- ②. 私たちは社会的な賃金闘争をとおして、行動しうねりを起こせば変えられることを学びました。私たちのくらしや仕事の現場の苦しみや苦労の原因はどこにあるのか、要求の実現を阻んでいるのは誰なのか、どうしたら要求を実現できるのか、このことを組合員や職場の仲間と「対話」し「学びあい」の中でつかみ、政治転換を求める力に発展させます。

Ⅲ 組織を強く大きくし、盛りだくさんの要求を実現できる愛労連に

1. 5万人愛労連をめざし、1割の組合員が仲間増やしに参加する運動をめざす

(1) 組織強化・拡大運動の構え

- ①. 「対話と学びあい」を愛労連運動の文化にして、すべての組合活動を組織強化拡大につなげます。要求を実現するにふさわしい5万人対話で5000人を拡大し、5万人愛労連の建設をめざします。10人に1人の組合員が仲間増やしに参加することを目標をにかけてとりくみます。組合員と一対一の対話を通じて組合員の変化、運動の変化をつくり出します。

役員交代のない長期体制は、組織も活動もマンネリ化しやすく、組合員の関心も薄れ、組合活動への参加率が低下する傾向があります。組合員のニーズや期待を汲み取り、組合員自身が参画できる機会をつくります。労働組合の見える化で情報の発信をすすめ、組合員との対話から要求を積み上げていくスタイルに切り替え、魅力的な労働組合になるよう努めます。未加入者へは、組合カフェなどで対話の機会をつくります。未組織労働者ともつながれる学習会などを企画し、対話できる機会や、SNSなども活用して組合の社会的意義を広げます。

- ②. 第5次4か年計画（24年1月臨時大会策定）で愛労連の意義と役割は、格差と貧困をなくしすべての労働者のために、すべての人のために行動する、たたかう労働組合だということを再確認しました。人間らしく生き働き、大企業から応分の負担（税負担を含む）を求めていく運動、子どもの医療費無償化の運動のように子どもの命という共通の利益のために人びとが協力するとりくみ、過去の戦争に関わった反省から、戦後・被爆80年の今年に再び戦争をしない、平和をまもるとりくみの大切さを議論し、労働組合の意義ややりがいを高めていく議論が、労働組合の組織強化となり組織の拡大につながっていくのではないのでしょうか。
- ③. 昨年24春闘では30年間変わらなかった日本の労働者の賃金を上昇させることができました。行き過ぎた新自由主義によって経済が低下する中、世界の労働者と連帯し労働組合が風を吹かし、政府・財界も賃上げの必然性を訴えるまでになりました。労働者と政府・財界の綱引きは常に続きます。格差と貧困が広がり、社会保障抑制が行われているいま、賃上げ回答も大企業とそれ以外の産業で格差は拡大しているもとで、「仲間をふやして、賃金をあげる」ことを自らのたたかいとして声をあげる仲間を増やします。そのためには、労働者教育を意識的にとりくみます。「メーデー」や「トヨタ総行動」の賃上げを求める愛労連2大行動への参加の位置づけ、被爆80年を生かし、被爆・平和の運動への参加を位置づけ、組合員の意識を高めていきます。
- ④. 各組合が要求を実現できる組織をつくるための目標とそのためにどういう行動にとりくむのかを議論・具体化します。
- ⑤. 職場ごとに正規・非正規の労働者数、また再任用者・定年延長者など労働者の雇用形態ごとの人数を明確にし、目標とする拡大数、そのために必要な対話数を明確にして、とりくみを具体化します。

(2) 年間5万人との対話を繰り広げ、5000人拡大を目標に掲げて

1)「対話」を重視して5万人対話で5000人拡大を

- ①. 愛労連の拡大目標は5000人です。そのために10倍の5万人との「対話」をすすめます。組織拡大の要は、「対話」を通じて抱えている困難や課題、要求を引き出すことです。「対話」はこちらが一方向的に話すのではなく、心理的安全性が確保された関係をつくり相手の話を8割聴き（傾聴）、聞き手は1～2割の感覚で話し、聴くことに集中することで、相手自身が問題点や課題、さらには解決の糸口を見つけていけるようにすることです。
- ②. 話を聞く前提として、「信頼関係」が大切です。信頼関係は「共感が積み上げられること」で成り立ち、「共感し、相手を理解しようとする」意思があれば、相手は「この人なら話そう」と思ってくれます。相手の話すことを「否定」しないで「肯定」することを心がけます。
- ③. 「対話」を促進するために、しゃべり場や、退勤時の行動、組合カフェなど、「対話」できる行動にとりくみます。「対話」するためのトレーニングもすすめるために、会議なども対話形式を取り入れます。
- ④. 労働者を組織化し、労働組合を維持・発展させるための47の秘訣を書いたオルガナイザーのための「職場を変える秘密のレシピ47」や、全労連のゆにきゃんなどを学び、実践トレーニングも行い、「対話」によるコミュニケーションを身につけます。
- ⑤. 単産と地域が力を合わせ、地域の未組織労働者の組織化にとりくみます。地域組織に結集できていない単組・支部・分会に加入をはたらきかけます。
- ⑥. 対話と学びあいの実践で、当事者を主体に仲間をふやして要求を実現する労働組合活動を学んで実践します。組織拡大推進委員会の持ち方を変え、組織拡大推進委員を中心に、誰でも参加できるオープン形式で、学び交流するセッションを企画します。産別の組合員から報告を受け、ディスカッションします。9月～11月は第4木曜日、12月は第3木曜日に18時30分～19時30分で、リアル参加・ZOOM参加併用でとりくみます。

2) 秋の組織拡大月間で1000人、春の月間で4000人の拡大を

- ①. 秋の組織拡大月間は10月～12月に設定し、1万人対話・1000人の拡大を目標にとりくみます。
- ②. 春の組織拡大月間は3月～5月に設定し、4万人対話・4000人拡大にとりくみます。

3) 組織拡大のとりくみを「仲間を増やして要求を実現する」スタイルに転換する

- ①. 職場で最も弱い立場にある非正規雇用労働者が全体の4割近くを占めているにもかかわらず、非正規労働者の組織化はすすんでいません。この低い組織率が非正規労働者の劣悪な処遇の改善を遅らせています。非正規労働者の組織化と労働条件の改善をすすめるためにどうしたらいいのか、正規労働者の要求実現にはどんな関係があるのか、職場ごとに討議を深めることが必要です。非正規・正規それぞれの立場から率直な「対話と学びあい」をすすめます。
- ②. 非正規労働者の格差是正要求には「労働組合に入って声を上げよう」と職場の仲間

が声を掛けてこそ応えられるし組合員も増えます。非正規労働者が思いを語れる場をつくり、「対話と学びあい」を通じて要求運動をつくります。

- ③. 要求の当事者として青年・女性の組織化を重視してとりくみます。
- ④. 役職定年者・再任用・再雇用・定年延長者との「対話」をすすめ拡大します。
- ⑤. 年金支給率の引き下げ、年金支給年齢の引き上げにより、働く高年齢者の増加、不十分な年金によって高齢者のくらしはひっ迫しています。年金者組合に加入してより良い年金制度と豊かなくらしを実現します。

4) 退職後も愛労連の組合員に

- ①. 愛労連全体で年間約4000人の仲間が組合から離れています（大半は退職）。医療や介護、福祉など、ケア労働現場は離職率が高いのが現状ですが、退職後も同じ業界で働く仲間も少なくありません。退職しても個人加盟として継続加入してもらうとくみをすすめます。
- ②. 現役労働者は退職後、産別組合の異動も含めて組織し、年金生活者は年金者組合に加入してもらい「これからも労働組合でいっしょに」とよびかけます。

5) 総がかり作戦「非正規公務員1万人組織化プロジェクト」

- ①. 全労連未組織労働者の組織化総がかり作戦の最重点計画にエントリーした、非正規公務員1万人組織化プロジェクトは、秋に2年の節目を迎えます。この間、「3年目の壁」と言われた「公募」の撤廃、賃上げの4月遡及、健診など正規との格差是正で成果を生みだしてきました。しかし、国の制度が変わっても公募を撤廃せず雇い止め解雇が行われており、非正規公務員の人権がうばわれています。今こそ「組合に入って安心して働き続けられる職場にしよう」とよびかけ、労働組合への加入を大規模にすすめます。
- ②. プロジェクトチームが始動し、非正規公務員らが産別を超えて結集し交流し、互いに励まし合い、当事者が力をつけて法制度を変えていく運動をめざします。当事者同士のつながりの場をもち、仲間を増やしていくために議論し行動します。一人でも入れる「あいち非正規公務員ユニオン」の立ち上げをめざし、単産や単組（自治体）の枠を超え当事者がつながれる場所づくりをめざします。
- ③. 建交労と連携し軽貨物ユニオンのとりくみについて対策をたてます。急増する軽貨物労働者の要求は労災保険への加入です。リーフレットやSNSを活用して宣伝を強めます。組合事務所などに訪れる軽貨物労働者にリーフレットを手渡します。コープあいち労組と相談し、コープあいちの宅配弁当の配達を担う人の組織化をすすめます。
- ④. 組織拡大推進委員会・総がかり調整会議で、新たな総がかり作戦の具体化をすすめます。組織拡大推進委員会のあり方を、「対話と学びあい」のセッションを取り入れ、成功事例など各単産のとりくみを報告してもらい、議論するスタイルにします。1時間はオープン企画で組合員が参加できる企画とし、後半30分は推進委員の報告、確認する会議にします。

6) 新規採用者100%加入をめざす

- ①. 春の新規採用がある組合は、新規採用者100%加入の準備をすすめます。準備は新規採用者数の把握、組合説明会の日程、会場の確認、先輩の参加の手立てなどをすすめ、単産で準備される「新人100%加入マニュアル」などを忠実に実践します。新人から質問があったときの対応、NGワードの禁止など、事前に模擬説明会を行うなど、丁寧に準備をすすめます。労働組合の役割や成果を年齢や職場、席が近い人が話し、「社会人になれば組合に入るのはあたりまえ」と訴えます。
- ②. 4月に実施するフレッシューズ宣伝で、労働組合の加入を呼びかけ、権利手帳を配布します。

2. 日常活動を重視し、組織の強化を

(1) 職場活動を基礎にした要求実現のとりくみを強化する

職場の身近なグチ・不満の声を集め、労働組合から所属長・使用者に改善を求めれば、解決できることは決して少なくありません。小さなことの積み重ねが、組合員の労働組合に対する信頼や自信を高めて、組織化につながります。職場の不満を集めて要求を練り上げる、要求書を作成し提出する、団体交渉をとおして要求を実現する活動を職場から強化します。

(2) 職場でも地域でも労働組合の見える化

職場で組合員の悩みや困難に寄り添うこと、労働組合がとりくんでいる要求と運動を職場の組合員の目に見えるようにし「いっしょにやろう」と参加を呼びかけること、とりくみの結果を機関紙やニュースで知らせることなど、労働組合の見える化を重視します。また、SNSを活用した見える化も重視します。

未組織労働者が職場の困りごとを抱えたときに駆け込み寺となれる地域組織づくりをめざします。最低賃金や消費税、平和を求めるなどの宣伝にとりくみ、地域で労働組合を見えるようにします。

(3) 学習教育活動の強化

1) わくわく講座（全労連初級教育制度）について

- ①. わくわく講座は3年目くらいの組合員が労働組合の必要性や組織拡大の必要性などを自らの言葉で話せるようになり、組織拡大の担い手となれるよう、組織拡大の一環としての受講を呼びかけます。すべての受講生が修了出来るようにスクーリング、激励会などを開催し、受講生が仲間とともに楽しく学べるように支援します。受講申込期限の10月末まで受講を呼びかけます。
- ②. 開講式やスクーリング、閉講式を開催し、全ての受講生の修了にむけて学習を支援します。

2) 機関誌宣伝学校を組織拡大につなげる

機関紙宣伝学校は、組織拡大・強化のためにも重要なとりくみではありますが、現状の開催方法のままで良いのかなどとりくみ方法等議論中であり、あいち機関紙宣伝学校は開催内容を含め検討中です。より多くの組合が機関紙の発行、SNSの活用な

どで労働組合活動の見える化を進められるよう、各組織の現状に合わせた発信方法に合致する講座の検討なども含めて、今後も実行委員会方式で議論を重ねます。

3) 愛労連次世代育成セミナーについて

今後の愛労連運動を担う若手幹部育成のためのセミナーとして位置づけてきましたが、具体化が遅れています。全労連が新たな学習教育要綱を第67回評議員会（7月26日（土）～27日（日））で確認する予定で、その中で「次世代役員養成を目指す『役員・リーダー養成講座』（加盟組織役員対象）」の開設を打ち出しています。この開催は2027年度からの開催としていますが、具体化される内容を見つつ愛労連としての開催を検討します。

4) 全労連東海・北陸ブロック組織拡大交流集会

2026年度は、全労連が10月11日（土）～13日（月休）にかけてレバカレ2025を東京で開催することから、ブロックとしての交流集会は開催せず、レバカレに集中することになっています。

5) 労働学校・勤通大・学習の友のとりくみ

- ①. わくわく講座や組合内での学習に加え、外部の学習機会を利用することで視野が広がり、新たな発見も出来ます。わくわく講座の次のステップ、また日常学習の推進としてよびかけます。
- ②. 労働学校は128期が6月に開校し、保育講座と「資本論」講座がおこなわれています。
- ③. 2025年勤通大（勤労者通信大学）は、入門コース、基礎理論コース、労組コースの3コースが受講できます。わくわく講座の修了者には労組コースを推奨します。募集は9月まで続けられます。
- ④. 雑誌「学習の友」は労働組合活動や労働者を取り巻く情勢について手軽に学べます。3ヶ月無料のお試しキャンペーンを利用して会議の前に15分間の読み合わせするなど、活用をすすめます。単産・地域組織の会議の中での読み合わせなど気軽な学習のとりくみを呼びかけます。「学習の友」夏期増刊号（別冊）のテーマは「働くルール」破壊とのたたかい（仮）です。学習の友を活用して、労基法解体の問題についての学びを呼びかけます。
- ⑤. 11月13日から始まる、第3期学びの森「ものの見方・考え方（仮）」などの講座の受講を呼びかけます。

（4）読まれる待たれる愛労連新聞と愛労連NEWSをめざして

- ①. 近年、労働組合が何をしているのかわからない、必要性を感じないといった理由で組合を脱退する状況が目立っています。こうしたなかで機関紙は運動と組合員の交流の場であり、労働組合活動の証しです。機関紙・ニュースを発行して組合の存在を見せることが組織の強化にも拡大にも欠かせません。また、機関紙を発行することだけでなく、配布に困難を抱える組合が少なくありません。今後はいかに機関紙・ニュー

スを組合の隅々まで行き渡らせるかについても考えていかなければなりません。愛労連新聞は発行日にHPでも確認出来るようにするなど、紙媒体の配布が遅れても情報を共有できるようにと工夫をしています。

- ②. 愛労連NEWSは、これまでの速報性とともに写真を多用し紙面を大切にし、紙面の完成度をさらに高めます。組合員の中に、LINEオープンチャットを通じたニュース受信者を増やし、愛労連運動の理解者をひろげます。



(5) SNSを重視した情報発信の強化

- ①. インターネットやSNSを活用した情報発信は重要性を増しています。この間強化してきたX（旧Twitter）をはじめ、FacebookなどそのほかのSNSも活用し、発信量を増やします。効果的な情報発信の研究をすすめます。
- ②. また、機関誌宣伝学校でSNS活用講座などを開催できるよう実行委員会で具体化をすすめます。

Ⅳ 地域運動強化、争議解決、労働委員会再生、補助組織のとりくみ

1. 地域運動と地域組織の活性化めざして

- ①. 要求や労働組合運動を可視化する主戦場は職場と地域です。企業内で解決できない問題や要求実現は、地域で可視化をすすめ国民・市民的な世論構築が欠かせません。さらなる地域運動の強化をめざし、地域運動交流集会を開催します。開催時期や内容は、秋季年末闘争方針で具体化します。
- ②. 専従者の減少や人手不足などの影響も相まり、単産・地域からの地域総行動への結集に困難が生じています。運動の持続性を担保できるよう、組織の現状を踏まえた効果的な結集と宣伝のあり方について、単産・地域からの意見を踏まえつつ持続可能な実施方法の検討もすすめます。
- ③. この一年、名古屋地域の運動を担いつづけてきた単産・地域組織の代表者が集まり、地域運動の現状と課題を出し合い、地域運動の持続性と発展をめざして「名古屋労連（仮称）結成準備会」での議論を、第1回～第8回にわたり重ねました。綱領・規約・財政に関わる「検討案」のとりまとめも最終段階に入り、いよいよ、この秋からは2026年度の結成に向けた、具体化の説明と準備、結成をめざす段階へとすすみます。

2. 争議支援と愛労委の再生・民主化

(1) すべての争議解決をめざして

- ①. 争議をたたかう仲間は、資本・使用者と正面から対峙し、労働運動の最前線でたたかいを続けています。それぞれのたたかいは、止むに止まれぬ思いで立ち上がったものですが、それはすべての労働者の命と権利をまもるたたかいです。すべての争議解決をめざし、支援を強めます。
- ②. 愛労連が支援する争議は争議一覧表（資料集）のとおりです。争議をたたかう仲間

が日常的に頼りにできるのは、距離が近い地域の仲間たちです。また、経営者が最も嫌うのは地域で運動が繰り広げられることです。争議をたたかう仲間を地域で支えます。

③. 年末争議支援カンパにとりくみます。

(2) 愛労委の再生・民主化をめざすとりくみ

1) 労働委員会の再生をめざして

- ①. 使用者が新規採用者に「労働組合への加入は自己責任」などと書いた文書を配布した南医療生協事件のような明確な不当労働行為に労働委員会が関与する前代未聞の事態を始め、労働委員会の再生と民主化は待ったなしの課題です。
- ②. 労働委員会を再生して行くには、**①**公益委員に労働法の専門家である労働法学者を選任すること、**②**不当労働行為とたたかってきた経験があり、労働者の痛みや苦しみに寄り添える労働者委員を選任することとともに、**③**労働委員会を活用しつつ、労働者委員に果たすべき役割を果たさせることも必要です。
- ③. 愛労委の再生に向け、争議をたたかう労働組合をはじめ広範な労働組合、東海労働弁護団や自由法曹団などとともに、労働委員会の再生・民主化をめざす共闘組織を結成し運動をすすめます。
- ④. 中労委や都道府県労働委員会で労働者委員として活躍し、申立人からも信頼される委員に学び、愛労委労働者委員にその役割をしっかりと果たしてもらうとりくみもすすめます。

2) 第48期愛知県労働委員会委員選任に向けたたたかい

- ①. 歴代愛知県知事は、労働委員会の労働者委員を1989年から現在まで、「連合愛知」に所属しない愛労連や中立組合からの推薦者を1度も任命してきませんでした。以前、労働委員会民主化会議が提訴した裁判において、名古屋地裁は県知事に対し「労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員の構成でも多様性を有することが望ましい」、「今後はより多くの労働者に支持される合理的選択を」と是正を求めました。しかし、判決後も全く「偏向任命」は改められてきませんでした。18期36年続く不公平な任命を正し、2025年12月の改選に向けて、労働者の実態に合わせた委員の構成（非正規労働者と女性の割合など）や「異なる潮流」を排除することのない選任を求める運動をすすめます。
- ②. 任期をまっとうせずに途中辞任する労働者委員が相次いでいることも大きな問題です。途中辞任は県民に対して極めて不誠実であることを世論化するとともに、知事には任期をまっとうできる委員を選任するよう求めます。
- ③. 愛労連及び非連合労組で7人の委員を推薦し、公正任命を求める署名にとりくみます。公益委員に労働法学者の任命を求めます。

(3) 労働審判員の推薦に向けて

労働審判員は組織人員数に応じて配分されており、愛労連には1人が割り当てられています。今後も安定的に審判員を輩出できるよう人選や研修の受講をすすめます。

3. 補助組織・部会などの活動

(1) 青年協議会

1) 東海北陸ブロック第32回サマーセミナーでブロック全体を元気に

- ①. 他県・他業種の青年との交流と学習で新たな刺激を受け、自身の成長から労働組合活動への意識を深めます。青年協があいち実行委員会の中心、そしてブロック実行委員会でも大きな役割を果たします。
- ②. 第32回サマーセミナー in 富士は、愛知県内はもちろん東海北陸ブロック全体の青年運動の活性化を目的に準備をすすめています。今回のサマセミのテーマは「労働組合の楽しさを実感し、周囲に伝える」です。サマセミから青年のつながりをひろげ、青年だけでなく労働組合全体の拡大・強化につなげます。そのためにもサマセミ本番だけでなく、ブロック実行委員会、あいち実行委員会でのとりくみも重視し、青年活動の活性化をめざします。
- ③. 各単産・地域組織がそれぞれの組織の青年へ積極的な声かけなくして成功はあり得ません。各組織が、サマセミをきっかけにした「親」と青年の関係の再構築もめざします。

2) 青年協第36回定期総会の成功めざして

11月30日(日) 予定の青年協総会を成功させます。総会での役員の拡大に向け、交流などで青年協活動の意義を広めます。次期役員の増員めざしてとりくみをすすめます。青年協総会の前段として代表委員会を10月頃に開催します。

3) 青年の要求実現へ

交流を通じて最賃をはじめ、働き方や奨学金返済など青年を取り巻く諸問題に対してのとりくみを進めます。運動をすすめるうえで仲間の存在は欠かせません。交流を通じて多くのつながりを作り、運動につなげます。

4) 県内の諸団体と共同

県内の青年団体と共同で青年に関する様々な分野のとりくみを進めます。現在、定期的にあつまりがあるのは青年ネットA I C H I（青年革新懇）のみです。青年ネットA I C H Iは月1回のスタッフ会議でとりくみの具体化をすすめています。

5) 全国的なとりくみでもつながりを増やす

10月25日(土)から26日(日)に開催される日本平和大会in愛知で青年交流会が設けられます。実行委員会に参加し、とりくみの具体化と参加の呼びかけをおこないます。

(2) 女性協議会

1) 憲法を守り生かして、平和・民主主義を守るとりくみ

憲法改悪に反対し、憲法を守り暮らしに生かすとりくみを進めます。憲法と平和を

守る愛知の会宣伝行動に参加をよびかけ、女性協として連帯して参加します（秋頃を予定）。

2) 女性も男性も仕事と生活を両立させ人間らしく働くルールの確立

雇用における男女平等実現、母性保護の権利拡充、男女賃金格差是正にとりくみます。「女性労働者が仕事と生活を両立させて男女平等にはたらき続けるための施策の拡充と指導の強化を求める要求書」を愛知労働局へ提出し要請・懇談を秋に行います。

3) 女性の地位向上のとりくみ

真の「女性活躍」「少子化対策」実現のため「男女平等（共同参画）施策の拡充」をすすめます。改正された「育児・介護休業法」を引き続き周知して権利行使を促します。

4) 安心してくらせる社会の実現

医療・福祉制度の拡充、消費税減税、軍事費削減等、いのちと暮らしを守るとりくみを行います。各種学習会・要請行動へ参加し、署名活動に連帯します。

5) 子どもと保育・教育制度を守るとりくみ

貧困と格差から子どもを守り、保育・教育環境の向上をめざします。

6) 政治革新・地方政治の革新をめざします

女性の要求実現をすすめる政治への転換を求めます。投票権を行使するようよびかけます。

7) 女性組織の確立・強化、すべての女性との対話と共同を広げます

職場を基礎に、単産・地域女性組織強化、確立にとりくみます。中央・地方の母親大会、はたらく女性の集会、国際女性デー、新春のつどいなどの成功をめざします。オンライン開催も活用し、女性が参加しやすい環境を整え、組織強化に繋げます。はたらく女性中央集会に実行委員として参加し、全国の仲間と連帯し成功をめざします。

8) 女性協活動の今後の発展にむけて

女性協幹事は、みな楽しく仲良く元気よく前向きに活動を続けていますが、今の元気な幹事に続く役員が増えていないのが各組織の悩みです。労働組合はジェンダー平等に奮闘しているものの、現段階では依然としてすべての人が参加しやすい状況にはなっていないことなども原因の1つであると考えられます。また、男女問わず意識の改革なども必要です。長時間労働をなくすなど職場環境・労働環境改善の広域な社会運動と平行して、身近な学習会・交流会など対話と学びあいを大切に、小さなことでもお互いに助け合えることを見つけ、少しずつでも改善する成功体験を共有し、活動参加へとつなげます。

(3) パート・臨時労組連絡会

1) 「パート・臨時・非常勤などの元気の出る集会」の開催

「元気の出る集会」を毎年秋に開催することで、非正規労働者当事者に参加してもらい、実態や要求をつかみ、処遇改善や要求実現に繋がります。

2) 全国一律最低賃金をめざして

真の同一労働・同一賃金、均等待遇の実現、最低賃金を今すぐ1500円以上に引き上げるため、署名や宣伝などにとりくみ、全国一律最賃制を求めます。

3) パート・臨時労組連絡会の今後のあり方

全労働者に占める非正規労働者率は、年々増えており4割に迫っています。非正規労働者の抜本的な処遇改善には、当事者が主体的かつ大きく結集することが必要です。各組織単位での非正規組織化強化を呼びかけ、パ臨連活動の活性化をめざします。

4) 非正規ではたらくなかまの全国交流集会への参加

非正規ではたらくなかまの全国交流集会へ、パ臨連幹事を積極的に派遣します。全国のなかまの活動を学び交流し、愛知のパ臨連活動へ活かします。

(4) 民間部会

民間部会は、民間企業・事業所で働くものの労働と生活実態に根ざした要求をもとに共同を広げ、要求と組織の前進を図ります。

(5) 交通運輸部会

- ①. 愛労連交通運輸部会は「交通運輸労働者の労働と生活実態に根ざした要求をもとに、広範な国民・労組・民主団体との共同を広げ、労働者・国民の立場に立った交通運輸のあり方をめざし」活動をすすめます。特に、安全無視の規制緩和の推進に反対し、安全が担保できる公共交通運輸の確立をめざします。
- ②. ロシアによるウクライナ侵略行為が収束の方向性を見いだせない中、イスラエルのガザ侵攻に始まった中東情勢の不安は、イスラエルとイランの空爆の応酬を経て、6月22日にはアメリカが直接イランの核施設を空爆する事態にまで悪化しました。交通運輸業界にとって燃油は、営業の命です。中東情勢の不安を煽るこうしたアメリカの蛮行を許すわけにはいきません。"戦時物資は運ばない"を合い言葉に、平和のとりくみを重視してきた交通運輸部会として、アメリカの蛮行を糾弾し、世界の平和秩序の確立に向け、奮闘します。平和宣伝行動は、建交労とともに偶数月の日曜日の11時～12時に金山駅南口で行っていきます。
- ③. 2025年通常国会で、高止まりする燃料価格に対し、野党は一致してガソリン・軽油などにかかっている「暫定税率」の廃止法案を提出しましたが、与党はこれを拒否しました。本則よりも高い税率の「暫定税率」の廃止は、交通運輸産業の死活問題でもあります。「暫定税率」の廃止に向け、交通運輸の現場から声をあげます。
- ④. 今年6月、トラック新法（貨物自動車運送法の一部改正など）が成立しました。こ

の法律は、トラックの事業許可の5年更新制や多重下請けの是正、運賃等への下制限などの規制強化などが盛り込まれており、トラック業界の秩序回復に大きな役割が期待されています。この新法の適正運営を求めるとともに、全産業水準をめざした賃金引き上げのたたかいに生かします。また、国民の安全・安心を担保するため「海上コンテナの安全な輸送に関する法整備」を重視した取り組みをすすめます。

- ⑤. 具体的行動として、本年10月25－26日に開催される「日本平和大会inあいち」と運輸に関わる分科会の成功をめざします。また、春闘時の「自動車デモ」の実施、政策闘争としての「行政機関への交通政策要求」、「JAL不当解雇事件」の全面解決に向けた支援の強化等交通運輸分野の争議支援、交運共闘など交通大産別組織との共同の取り組みを重視します。

4. 文化・スポーツ活動のとりくみ

(1) 補助金の活用で他の組織と交流

文化・体育事業補助金を活用し、単産・地域の枠を超えた組合員同士の親睦交流を広げます。

(2) 福利厚生事業

毎回好評の名古屋港水族館入場券のあっせんを春と夏に実施します。

V 当面のおもなとりくみ

1. すべての労働者の大幅賃上げと労働条件・働く権利をまもるたたかい

- ①. 地域手当違憲訴訟学習会～賃金の地域間格差の解消と司法の独立を求めて～

日時 7月28日(月) 18:30から20:30

会場 労働会館本館第1・2・3会議室

オンライン zoom 登録URL <https://x.gd/8biCu>



※事前登録が必要です

共催 愛知県労働組合総連合(愛労連)

愛知公務・公共業務労働組合共闘会議(愛知公務共闘)

愛知県国家公務関連労働組合共闘会議(愛知国公)

地域手当格差をなくし裁判官の良心を取り戻す訴訟弁護団

内容 講演 原告 竹内浩史 弁護士

裁判報告 弁護団事務局長 北村栄 弁護士

報告 国公労連 笹ヶ瀬 調査政策部長

- ②. 地域手当差別違憲訴訟第3回口頭弁論

次回期日が10月1日に予定されています。弁論終了後、期日報告会も予定していますので、傍聴行動を呼びかけます。

日時 2025年10月1日(水) 14:00～14:30(予定)

場所 名古屋地方裁判所・第1法廷

③. 第34期愛知健康センター総会

労働の場面から、あらゆるハラスメントと過労死、労働災害をなくし、労働者のいのちと健康が保障される職場をつくるための運動方針を確定します。

日時 2025年8月23日（土）

場所 労働会館（未定）

④. 健康センター東海セミナー

東海4県の健康センターが集い、労働安全衛生活動の活性から労働組合の強化につながることをめざし運動交流を行います。ゲストには、過労死遺族として元NHK佐戸未和記者のお母さん佐戸恵美子さんをお招きし、お話を伺う予定です。

日時 2025年10月18日（土）（時間未定）

場所 労働会館（オンライン併用）

2. 公務公共サービスの拡充で公共をまもるたたかい

①. いのちと暮らしを守るなんでも相談会

日時 7月26日（土）10:00～18:00

場所 愛知県司法書士会館

②. 中央社保協第69回総会

日時 8月2日（土）

場所 砂防会館＋オンライン

③. 生活保護裁判愛知支援連絡会総会

日時 8月3日（日）

場所 労働会館東館ホール

④. 新介護署名決起集会

日時 9月1日（月）PM

場所 オンライン

⑤. 第52回中央社保学校from佐賀

日時 9月20日（土）～21日（日）

場所 佐賀市内＋オンライン

⑥. いのちを守る国民集会

日時 9月25日（木）

場所 日比谷野音

⑦. 能登半島地震・豪雨災害支援ボランティア

日時 第12次 9月27日（土）～28日（日）

第13次 11月8日（土）のみ（11月9日は全国災対連交流集会）

集合場所 全国災対連・石川災対連現地事務所（石川県羽咋市）

⑧. 福祉予算削るな県民集会

日時 10月26日（日）10:00～

場所 若宮大通公園若宮広場

⑨. 秋の自治体キャラバン

日時 10月21日（火）～24日（金）

場所 愛知県内

⑩. 秋の自治体キャラバン東三河広域連合

日時 10月28日(火)

場所 未定

⑪. 秋の自治体キャラバン名古屋市懇談

日時 11月6日(木)

場所 未定

⑫. 秋の自治体キャラバン愛知県懇談

日時 11月13日(木)

場所 未定

⑬. 秋の自治体キャラバン団長事務局長会議

日時 10月8日(水)

場所 労働会館本館

⑭. 第23回全国介護学習交流集会

日時 11月2日(日)

場所

⑮. 介護なんでも電話相談(予定)

日時 11月10日(月)

場所 労働会館東館

3. 大軍拡・大増税反対、憲法と平和、民主主義をまもるたたかい

①. 憲法と平和を守る愛知の会定例宣伝(11:00~12:00 栄スカイル前)

8月9日(土)	年金者組合、愛高教、生協労連、愛知国公、全印総連、 検数労連、電機・情報ユニオン
8月30日(土)	全体で実施
9月13日(土)	医労連、自治労連、きずな、全国一般、東海法労、郵政 産業ユニオン、ローカルユニオン
10月11日(土)	福保労、JMITU、建交労、愛教労、タクシー協議会、金 融ユニオン、名古屋市内地域組織
11月8日(土)	年金者組合、愛高教、生協労連、愛知国公、全印総連、 検数労連、電機・情報ユニオン
11月29日(土)	全体で実施
12月13日(土)	医労連、自治労連、きずな、全国一般、東海法労、郵政 産業ユニオン、ローカルユニオン
1月10日(土)	福保労、JMITU、建交労、愛教労、タクシー協議会、金 融ユニオン、名古屋市内地域組織
1月31日(土)	全体で実施

2月14日（土）	年金者組合、愛高教、生協労連、愛知国公、全印総連、 検数労連、電機・情報ユニオン
3月14日（土）	医労連、自治労連、きずな、全国一般、東海法労、郵政 産業ユニオン、ローカルユニオン

②. あいち総がかり行動7. 23 いっせい街頭宣伝

あらためて戦後80年、平和な国づくりをめざそう

日時 7月23日（水）18：00～19：00

場所 名古屋駅桜通口交番前

金山総合駅北口

栄ラシック西側

③. 2025 あいち平和のための戦争展

日時 8月14日（木）～17日（日）10：00～17：00

場所 市民ギャラリー矢田（バンテリンドーム北側）

④. あいち総がかり行動8. 19 集会&デモ

～戦争の悲劇を繰り返さないために、歴史の改ざん許さない～

戦争の悲劇を繰り返さないために、私たちのできること、歴史改ざんを許さず真実
を見つめ直し、平和を次の世代へつなぎます。

日時 8月19日（火）18：30～ デモ19：00～

場所 若宮大通公園若宮広場

⑤. あいち九条の会 第22回学習・交流集会

緊迫する中東情勢のもと、日本がとるべき行動は日本国憲法をつらぬく平和主義と
9条にもとづく非戦の立場に立つ行動及び外交に他なりません。あいち9条の会では、
石垣島の平和と自然を守る市民連絡会事務局長の藤井幸子さんを招き、学習・交流集
会を開催します。

日時 8月23日（土）13：20～16：20

場所 東別院会館2階「蓮・橘」

⑥. 戦後80年・安保法制10年 ふたたび戦争させないあいち大行動

日時 9月21日（日）13：45～ デモ行進16：00～

場所 鯉城ホール（伏見ライフプラザ5F）

⑦. あいち9条の会 県民のつどい

日時 2025年11月3日（月・祝）午後

場所 名古屋市公会堂

4. 核戦争阻止・核兵器のない世界、脱原発、気候危機から地球をまもるたたかい

①. 原水爆禁止世界大会

・広島大会

日時 8月3日（日）国際会議 10：00～18：00 広島県JAビル

8月4日（月）国際会議 10：00～12：00 広島県JAビル

8月4日（月）被爆80年被爆体験の継承と未来－広島をつどい

14:00～16:30 グリーンアリーナ

8月5日（火）世界大会-広島テーマ別集会 13:00～16:00 広島市

※愛知独自にオリエンテーリングを計画 9:30～11:30

8月6日（水）世界大会-広島ヒロシマデー集会

10:30～13:00 グリーンアリーナ

・長崎大会

日時 8月7日（木）“被爆80年被爆体験の継承と未来－長崎をつどい”

15:00～17:30 長崎市民会館体育館

※愛知独自にオリエンテーリングを長崎便が到着後に計画

8月8日（金）世界大会－長崎／分科会・うごく分科会

10:00～16:00 長崎市内

8月9日（土）世界大会-長崎大会ナガサキデー集会

10:30～13:00 長崎市民会館体育館

・核兵器のない平和で公正な社会を目指す労働組合国際会議

日時 8月5日（火）9:30～12:00

場所 広島県情報プラザ地下2階多目的ホール

②. 戦後・被爆80年あいち平和をつどい

日時 9月27日（土）11:00～

場所 名古屋市公会堂

5. 国民的要求の実現に向けた共同のたたかい

（1）愛知県消費者大会講座

①. 「水道管の今、そして交換は？&名古屋市鍋屋上野浄水場見学」

日時 8月20日（水）9:50～12:00

場所 鍋屋上野浄水場

②. 「私たちの食料、これからは・・・

～突然消えた主食のコメ～食料に飢える日本を想像できますか？」

日時 10月19日（日）13:30～15:30

場所 ウィンクあいち 1302会議室

講師 鈴木宣弘さん（東京大学教授）

③. 被団協ノーベル平和賞受賞報告

日時 11月8日（土）時間未定、場所未定

講師 大村義則さん（愛知県原水協）

④. 名古屋市消費生活フェア出店

日時 11月15日（土）10:30～16:00 米と食糧問題を考える（仮）

場所 オアシス21

（2）若者気候訴訟

①. 今こそ聞きたい！明日を生きるための若者気候訴訟

日時 8月30日(土) 14:00～16:00

場所 ウィンクあいち1102会議室

②. 若者気候訴訟第4回口頭弁論期日

日時 9月17日(水) 14:00～(弁論終了後、報告集会)

場所 名古屋地方裁判所1号法廷(大法廷)

6. すべての争議の早期解決と労働委員会の再生めざすとりくみ

①. JAL不当解雇事件の解決に向けた宣伝行動日程

日時 7月24日(木)

毎月第4木曜を基本にして名駅前、3の倍数の月は栄・三越前での街頭宣伝を実施

7. 組織強化・拡大で要求を実現できる労働組合をめざすとりくみ

①. 全労連・レイバー・ユニオン・カレッジ：略称レバカレ2025

日時 10月11日(土)～13日(月・祝)

場所 ビジョンセンター東京 京橋

②. 組織拡大推進委員会・総がかり調整会議「対話とまなびあい」のセッション

日時 9月25日(木) 18時30分～19時30分 「対話と学びあい」企画

講師 未定(愛労連加盟組合のスペシャルゲスト予定)

③. わくわく講座スクーリング

日時 9月18日(木) 18時30分～未定

講師 未定

④. 129期愛知労働学校「学びの森」ひろがる視野 ぶれない「ものさし」

第1講義 11月13日(木)「ものの見方・考え方(1)－事実から出発する」

第2講義 11月27日(木)「ものの見方・考え方(2)－変化の法則性をつかむ」

第3講義 12月11日(木)「社会にも法則性がある－階級という視点」

第4講義 12月18日(木)「資本主義社会とは(1)－賃金と搾取」

第5講義 1月15日(木)「資本主義社会とは(2)－利潤第一主義の弊害」

第6講義 1月29日(木)「私が変わる、社会も変える－現代日本のせめぎあい」

時間 いずれも18時50分～20時30分

8. 地域運動と地域組織の活性化めざすとりくみ

①. 第2回名労連結成関係単産・地域代表者会議

日時 9月23日(火) 10:00～12:00

場所 労働会館本館第4・5会議室

②. 秋の地域総行動

県内労働者に最低賃金の引き上げを周知し、秋季年末闘争の節目に賃上げの風を吹かせる秋の地域総行動にとりくみます。学習企画は「過労死等防止啓発月間」に合わせ、長時間過重労働の根絶をテーマに準備をすすめます。

日時 2025年11月6日(木) 終日

場所 県内全域の駅頭など

9. 補助組織・部会などのとりくみ

(1) 青年協議会のとりくみ

①. 青年協夏のビアガーデン交流会

日時 8月2日(土) 20:00～22:00

場所 名古屋市中村区「柳橋ビアガーデン2025」

②. 青年協第36回定期総会

日時 11月30日(日) PM

場所 労働会館東館ホール

③. 全労連東海北陸ブロック青年交流会「第32回サマーセミナーin富士」

日時 9月13日(土)～15日(月休)

場所 静岡県富士市「富士パークホテル」

(2) 女性協議会のとりくみ

①. 日本母親大会in東京

日時 9月28日(日) 13:00～16:00 日本教育会館

9月29日(月) 12:30～15:30 エデュカス東京

全体会 戦後80年と不戦の決意ー日本とアジアを再び戦場にしないために

講師 布施祐仁さん(フリージャーナリスト)

②. 日本母親大会in東京／視聴会

日時 9月29日(月) 12:30～15:30

場所 労働会館本館会議室

③. 女性協愛知労働局要請行動

日時 10月中旬後

場所 愛知労働局

④. 愛知母親大会in名古屋

日時 11月9日(日) 10:00～15:30

場所 東別院会館

講演 「ジェンダー平等の実現をめざして」

講師 裊 明玉(ぺ・みょんおく)弁護士(名古屋北法律事務所)

⑤. はたらく女性の中央集会in愛知

日時 11月29日(土)～11月30日(日)

場所 労働会館、ウイルあいち

講演 「戦後80年、ジェンダー平等で暴力のない社会へ 司法の現場から」(仮)

講師 岡村晴美弁護士

⑥. 母親大会赤紙配り

日時 12月8日(月) 午後

場所 栄三越ライオン前

⑦. 女性協新春のつどい

日時 1月12日(月・祝) 13:30～

場所 未定

(3) 交運部会のとりくみ

①. 中部整備局交渉

日時 7月下旬

②. 交通運輸部会総会

日時 8月8日(金)

③. 交運部会「平和」宣伝行動

日時 8月10日(日)

④. 中部運輸局交渉

日時 8月18日(月)

⑤. 名古屋市交渉

日時 8月26日(火)

⑥. 愛知県交渉

日時 8月27日(水)

⑦. 愛知労働局交渉(未定)

⑧. 愛知運輸支局交渉(未定)

⑨. 平和大会inあいち 学びと交流のつどい

「愛知から見える大軍拡と運輸の戦争動員体制」

日時 10月25日(土) 16:00～18:00

場所

⑩. 2月下旬に2026春闘勝利愛知自動車デモを予定

10. 機関会議など

①. 愛労連単産・地域代表者会議

秋季年末闘争方針の提起と意思統一

日時 9月17日(水) 18:30～20:30

場所 労働会館本館第1・2会議室

②. 愛労連・愛知春闘共闘2026国民春闘討論集会

日時 12月7日(日) 10:00～16:30

場所 未定

③. 愛労連第73回臨時大会

春闘方針の決定

日時 2026年1月25日(土)

場所 未定

愛知県労働組合総連合綱領

1. 私たちは、労働者の経済的・政治的諸要求の実現をはかり、男女差別をはじめあらゆる差別をなくし、労働者のいのちを守り、健康で文化的な生活の向上、基本的諸権利の確立、社会的地位の向上をめざしてたたかいます。
2. 私たちは、国民的・県民的な要求・課題についての諸運動の発展に力をつくし、青年・女性・高齢者をはじめ県民各層と連帯し、共同のたたかいをすすめます。
3. 私たちは、労働組合運動の積極的伝統を受けつぎ、たたかう労働者・労働組合のエネルギーをくみつくし、未組織労働者および年金受給者の組織化につとめ、運動と組織の発展をめざしてたたかいます。
4. 私たちは、資本・政府からの独立、政党からの独立、一致する要求にもとづく行動の統一という原則による労働戦線の統一をめざします。
5. 私たちは、労働者・労働組合の団結権・団体交渉権・争議権の完全確保をめざしてたたかいます。
6. 私たちは、大企業の横暴に反対し、広く中小商工業者、農民、漁民などと協力し、産業・経済の民主的発展と明るく住みよいまちづくりをめざします。
7. 私たちは、郷土の自然を守り、すぐれた文化を受けつぎ、人間性の豊かな発達と、教育・文化・スポーツの民主的発展をめざします。
8. 私たちは、憲法をくらしのなかに生かし、住民の生活と権利の向上をめざす革新自治体の建設のためにたたかいます。
9. 私たちは、国民本位のくらしと政治、非核、非同盟・中立、平和、民主の日本を実現する統一戦線の樹立をめざします。
10. 私たちは、世界のたたかう人民や労働組合と相互の自主性を尊重し、共同目標実現のため、国際連帯・交流をすすめます。

1989年11月17日

